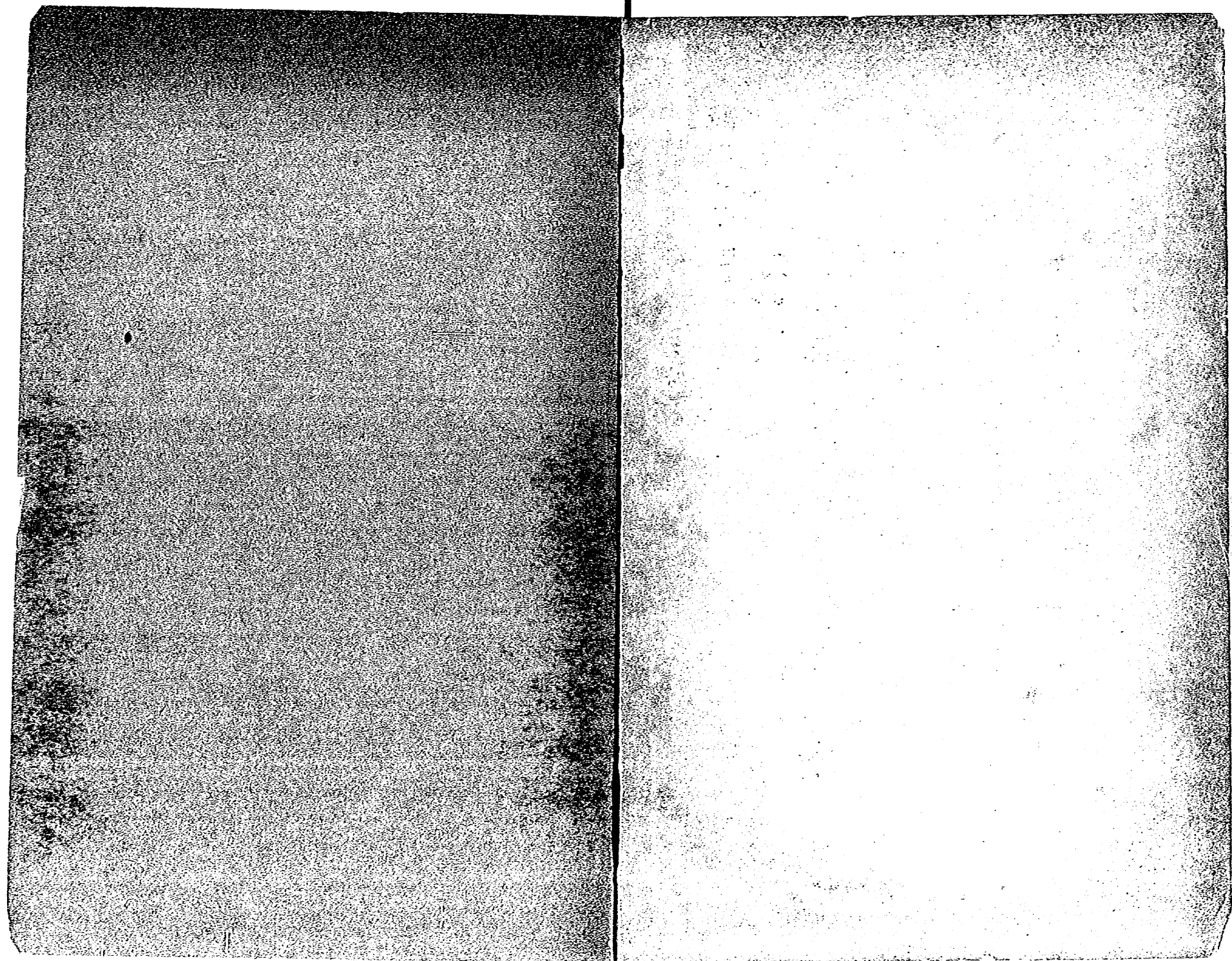




K121. 1

15

3



岡村増太郎編

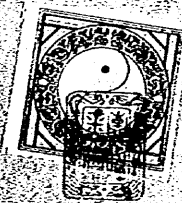
教師用



高等小學修身教科書

三卷

東京博文館藏版



高等小學修身教科書教師用第三卷目次

孝行	一
友愛	六
交友	九
正直	一三
改過	一五
公平	一九
尊王	二三
仁慈	二七
沉勇	三三
攝生	三七
謹慎	四一
節義	四四
公益	四七
孝行	五〇

尊王	信義	報恩	容諫	禮敬	克己	從順	治產	方正	節義	敬義	貞淑	溫雅	交友	自助	敬師
.....															
一〇九	一〇五	一〇二	九八	九五	九二	八九	八四	七九	七五	七二	六八	六六	六二	五六	五四

廉潔	勉職	寬大	忠節	節制	節儉	惜陰	遵法	習慣	勤勉	博愛	忍耐	謙退	果斷	愛國	仁慈
.....															
一七一	一六七	一六四	一六一	一五九	一五五	一五二	一四九	一四六	一四二	一三九	一三六	一三三	一二九	一一六	一一二

勤學	一七五
立志	一七八
節義	一八二
公益	一八五
廉耻	一八九
注意	一九三
賢淑	一九六
尊王	二〇二
遵法	二〇八
孝行	二二一

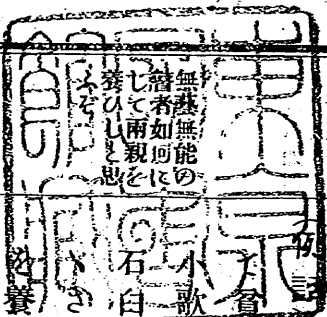
高等修身教科書教師用第三卷目次終

高等小學修身教科書

高等第三年級教師用

孝行

岡村増太郎編



昔者長蘆は陸奥の國大沼郡黒澤の人なり、家至りてく、兩親の老衰して立居も叶ひ難かりしが、長蘆は小歌三線の藝などに拙ければ、村中をありき摺臼を引き、石臼をまひ、僅の價を得て世を渡りけり、されは備はるゝさゝくにて、己が食するものを半、分ちて持ち歸り親を養ひ、又常に瓢を腰につけて、人の酒を與ふことあれば、飲ますして其の瓢にうつし、家に持ち歸りて親に進む、村中の人憐みて更し持ち歸るべき料を與へんといへど

何故に人の
與ふるもの
を取らざる
か

長薫の如何
かに答ふべき

辞して受けず、又故なくして與ふるもの、一介たりとも
妄りに受けず、晝の傭を終日働き疲れても、夜は山に往き
薪を採り、寒夜に瓜木折りたきて父母の背を撫でさす
り、夏の涼しき所へ負ひ行きて、あふぎあがら、さきさきに
て聞きたる世上の物語などして、父母の心を慰めけり、而
して長薫が常に往來する道に只見といへる川ありしが、
橋あれども終に渡らず、川下へ廻りて、かち渡りしければ、
人其の故を問ふに、橋下の水甚深と聞く、若過ちて落ち
溺れなば、父母の歎きは言ふも更なり、其の飢渴の憂を如
何にせん、假令身は少しく冷ゆるとも、淺瀬を渡るの、まさ
れるは若かずといへり、かゝる無能無藝なる盲目の、しか
も貧乏きものにして、かゝる孝養を爲すは、誠に感ずるは

餘りありとて、明暦三年、秋領主より其の孝行を賞せら
せ、兩親及長薫に、毎月米を賜りたりとぞ。

(格言) 身は父母の遗体なり、父母の遗体を行ふ敢、敬

せざらんや。曾子

(教授要旨)

(一) 親を愛敬するは、固より孝行にして、人の子たるものの當に務むべき
所なり、然れども親を敬するもの、又其の身を敬せざるべからざる
こと。

(二) 何となれば、身の親の枝なれば、其の身を敬せざる時は、即是其の親を
傷ふなり、其の親を傷ふは、即是其の本を傷ふなり、其の本を傷へば枝
従ひて亡ぶ、故に其の身を敬せざるは、孝にあらざることを。

(三) 是を以ちて、孝子の上位は在りて驕らず、下に居て乱れず、衆人と接し
て争はざるは、固より、高きに登らず、危きを踐まず、以ちて戰々競々其

の身を持すべきこと。

(教授方法)

身体髮膚之を父母に受け敢毀傷せざるは孝の始なり、身を立て道を行ひ名を後世に揚げて、以ちて父母を顯す、孝の終なり、此の解釋より本題の事實と格言とを講説し、以ちて盤谷岩陰の孝行等を引例して其の觀念を鞏固にし、異順孝養等の子たるの義務を併せ説くべし。

(問詞)

- (一) 長薰は、如何にして両親を養ひたるか。
- (二) 他家に傭ひれて、飲食する時、如何にせしや。
- (三) 長薰が、晝夜寒暑、孝養せし狀を、語れ。
- (四) 長薰は、往來の道に川ありしを、如何にして過ぎしや。
- (五) 何故に川の中を、徒渉りして、橋を過ぎざりしか。
- (六) 長薰は、如何なる賞與を蒙りたるか。

(應用問詞)

- (一) 他人若子等に爭鬭を、挑むことある時、子等如何にするぞ。
- (二) 人、我に無禮を加ふるに、子等、之を相手とせずして、過ぎ行く、何ぞや。(注) 本問ハ第一問の答へ必相手にせずなり。
- (三) 子等の朋友來りて、某川に水を泳ぎ、出でんことを勸むる時、子等如何せんと欲するか。

(書取題案)

- (一) 〇〇〇〇ノ遺体〇〇父母〇〇〇〇ヲ敢〇セザランヤ
- (二) 世の中の、親に孝ある、人はたゞ、
何につけても、たのもしきかな。

(作文題案)

- (一) 孝行
- (二) 徳川家光の孝行
- (三) 明治孝節錄を人に贈る書牘
- (四) 或る孝子の舉動を其の筋に上申する文

友愛

憲成の兄弟
に何と云ひ
しか

兩人の如何
にせしと思
ふか

(例話) 顧憲成は支那明の世の人なり、處州を治むる時、兄弟相訟へて累年決せざるものありしが、憲成之を呼び出し謂ひて曰、汝等の兩手兩足は相争ふや否、兄弟は手足の如きに相争ふは豈怪きことならずや、然るに汝等の恬として怪まざるの何ぞ、既に相争へば自相治めて可なりと、杖を授け其の兄に謂ひて曰、我が爲に汝の弟を打てと、又其の弟に謂ひて曰、我が爲に汝の兄を打てと、是を於きて兩人相顧みて愕然たり、憲成故に之を促しければ、兩人自頭を叩き請ひて曰、曩に官にて曲直を析たせんとせしが故に服せず、今當に服すべし、曲直を知らざるなり、願ひ

く、自新にせんと、憲成大に喜び兄弟をして相揖し謝せしめけきは、兩人感泣して去りたりと云ふ。

(格言) 兄弟は一木の兩枝の如く、一氣の分體なり、恩

愛、一身の如く、相助け相救ふべし。(會澤安)

(教授要旨)

(一) 兄弟姉妹の父母を同じくし形を分ち、氣を連ぬるものにして、幼あるに方りては、父母左提右挈、前襟後裾よし、食へば則案を同じくし、衣の則傳へ服す、其の親しきこと孰れか、之に若かん、故に相愛すること、一身の如く尤厚くすべきこと。

(二) 兄弟姉妹は、艱難相助け、急戚相救ひ、當に和氣霽然たるべし、其の長を争ひ、短を競ひ、若くは利害を計較して、以ちて自厚くせんとするが如き、他人もありても尙不可ある、況や天倫の尤重き兄弟姉妹の間に於きては、此等の行爲あるべからざるべきこと。

(三) 兄弟姉妹の間にありては、過失あれば相戒め、歡樂あれば相共にし、圭角なきを以ちて善しと爲す、若其の相好からざるは、唯天倫を傷るのみならずして、實に父母に對して、不孝の行たるべきこと。

(教授方法)

古も、たぐひもあらじ、わがやせふ、

枝をつらぬる、かしはぎのかげ。

之等の解釋より本課に入り、諄々誨告して、然る後平易簡明に、倫理學上より、兄弟の義務を、説明教授すべし。

(問詞)

- (一) 願憲成の、兄弟の相認ふるものに、如何なることを謂ひしや。
- (二) 憲成の、如何に兄弟を、罪せしぞ。
- (三) 兩人の杖を授けられて、如何にせしか。
- (四) 兩人の遂に如何ありしや。

(應用問詞)

(一) 弟の常に兄を愛敬すれども、兄若弟を愛撫せざる時、如何にすべきや。

(二) 願憲成の杖を兄弟に授くるに方り、從來相惡しかりしにも關せず其の相打つこと能はざりし、如何なる故か。

(作文題案)

- (一) 兄弟姉妹は相扶助すべし
- (二) 兄弟仲あしき人は諒す書牘
- (三) 毛利元就三子の友愛

交友

(例話) 伊藤冠峯は伊勢國の商人なり、少くして尾張の名古屋に遊學し、業を元淡淵の門に受け、南宮喬卿と交情尤厚し、明和中、喬卿、桑名より江戸に移り、其の妻子を名古屋

喬卿の果して其の妻子を迎へしや

貧家如何にして此の大金を調へしと思ふか

の族人に托し、一年を過ぐきは必迎ふるを約せしに、其の後喬卿火災に罹り盡資給を失ひて、二年餘を経るも之を迎ふるに能はず、妻子も遠路を隔て、其の窮迫の音信を聞くに堪へずと雖、之を如何ともすること能はず、冠峯其の意を慰み、之をして俄一行装を治めしむ、蓋尾州より江戸に至る驛程數十日にして要する所の旅費、亦少からず、冠峯此の時家貧なれば、爲に田宅を典し家財を賣り、之を喬卿の妻子に與へ、數人を付して江戸に護送せしむ、喬卿其の懇情を謝し、其の金を返さんとすれども、冠峯辞して之を受けざりき。

(格言) 紫の朱をうばひて、咲く藤の、也かりへだてぬ、

花の友垣。(光國)

(教授要旨)

(一) 朋友の交ひ、兄弟の義ありて、終身之と共に相保有すべきものなれば、貧窮相恤み、患難相援ふべきこと。
(二) 故に友を取るに、須らく其の人を擇みて己に益あるものと交際し、決して一時已と相投合するものを取り、以ちて友と爲すべからざること。

(三) 然るに今の朋友と稱するもの、其の善柔なるものを選び以ちて相共し肩を拍ち袂を執りて以ちて氣合すと爲し、一言合はざる時は怒氣相加へ交を絶つ、其真に朋友と稱すべからざること。

(四) 其の人を擇むといふ所謂切々憫々の人にして、事あるに際しては、患難急戚を共にすべきものあり、此くの如き人の相交るに恭敬にして禮あり、而して其の間に自一團の和氣混然以ちて相歡愛すること。

(教授方法)

朋友の交情に種々あり、即郷國を同じくするによりて相識るあり、職分

を同じくするにより相識るあり、學業を興にするによりて相識るあり、貧富苦樂を與ふするによりて相識るあり、何れも親愛と懇切との至情を以ちて、相交り相愛すべきことを教授すべし。

(問詞)

- (一) 南宮喬卿の江戸に赴く時、其の妻子を如何にせしや。
- (二) 喬卿は、果して一年の後、妻子を江戸に迎へたるか。
- (三) 何人が、喬卿の妻子を、江戸に送りしぞ。
- (四) 伊藤冠峯は、如何にして喬卿の妻子を送りしや。
- (五) 喬卿は、金を冠峯に返ししか。

(應用問詞)

- (一) 朋友は、如何なる人を選びべきや。
- (二) 朋友相互の義務は、如何あることを爲すべきか。

(作文題案)

- (一) 交友の心得

正直

- (二) 友を見て、其の人となりを知る
- (三) 朋友の病癒にあるを慰むる書牘

(例話)

賈黯は、支那宋の人なり、狀元及第に中りて、鄧州に歸りしが、時に范仲淹、州の守たり、黯、仲淹を見て曰、黯、晩進にして、偶科第を得たり、願はくは、教を受けん、仲淹曰、不欺の二字以ちて終身之行ふべしと、黯、教を受けて忘まず、毎に人に語りて曰、吾、范公より二字を得、一生之用ふるも盡さずと。

(格言)

常に、虚誕を説くものゝ、時ありて、信誠の事を云ふも、人之を信ぜず。(神珣)

用ひて盡さずといふ如何ある意か

(教授要旨)

- (一) 正直といふ即誠實の謂ひにして、言行表裏一致明白にして毫も反覆齟齬することなきものたること。
- (二) そもそも、誠の人心の根本にして、凡百の行の皆唯一の誠より出で身を保ち事を済すに須臾も身を離るべからざること。
- (三) 正直慈實の人の才智足らずと雖、人皆之を信愛すべし、苟偽詐虚誕の行あるものの才智餘りありと雖、人皆之に倚信せざるべきこと。

(教授方法)

正直といふ真心を以ちて萬事を處し、假りにも虚誕妄語をなさず、人を詐らず欺かず真心の向ふところを枉げざるを云ふあり、既に授けたる事項を引例参照して、漸次本課を説き及ばし格言を歸納せよ。

(問詞)

- (一) 范仲淹は、賈黯の詩に應じて、如何なることを教へしか。
- (二) 賈黯は、仲淹の教を聞きて如何にせしや。

(三) 賈黯の人に語りし言ひ、如何。

(應用問詞)

- (一) 子等若過ちて學校の玻璃窓を毀ち、而して側に他人の居らざる時は如何するか。
- (二) 他人の信用を得んと欲せば如何して可なりや。

(作文題案)

- (一) 狼來れり狼來れりと叫びし兒童の話

改過

(例話) 布袋屋與左衛門は、京都二條室町の富商なり、少き時、身の行善からぬこと多かりしが、年五十に垂んとして朱子の小學を讀み、始めて孝道の重きことを知り、不孝の

何故に酒器
を執らざり
しか

一室に籠り
居るの如何
ある意ぞ

罪を悔い身を慎み用を省き心を孝養に盡せり、與左衛門少き時より酒を好み、父母數之を誡むれども、嘗改めざりしが、是に至りて前非を悔い更し酒器をも手に執らず、又平素嗜好せる業の父母の誡めし事、盡止めて再之を爲さざりけり、其の後父病に臥し、與左衛門晝夜側を離さず、醫藥飲食必親進め起居出入必親扶け、暑き日寒き夜と雖、未曾懈りしをなせ、三年を経て父終に歿ししかば、與左衛門歎き哀むこと限りなく、家事の盡妻子に托し、一室の内に籠り居て、母に見ゆるの外は外に出づることなし、既にして母又病みて死ししが、與左衛門大に悲みて再三年の喪を服し、前後四年の程、一室に籠り居り、其の間哀戚の容ますく、甚しく見るもの自悲みを催さざるはなり

りけり。

(格言) 人其の過を知らざるを患ふ、既に之を知りて

改むるふと能はず、是勇なきなり。(韓非子)

(教授要旨)

- (一) 人の貧富貴賤に拘らず常に其の行を慎み他人に嗤笑せられざるを要す、品行修らざるは、自其の身を賤しむものたること。
- (二) 然れども時に或注意の外に出で、失誤を生ずることあり、是故意に爲ししものならずして唯偶然に出づるのみ之を過と云ふ、過は聖人君子と稱せらるゝ人すら尙之あり、況や通常の人をや、されば自其の過を覺知すれば、則直に之を改むべきこと。
- (三) 然り而して常人に在りては自其の過を覺知するも、或他人の指笑を招かんことを恐れ、之を改むるに吝あるもの多しと爲す、是即勇氣なきなり、此くの如くされば初めの小過も積累して大過と爲り、遂に或

(教授方法)

惡人たるに至る、故に過の直に之を改め決して憚るべからざることを、讀方教授法に陥らざるやう、能く注意して事實と格言とを講説し、其の實賤躬行を勸誘獎勵すべし、而して前々學年より授け來りし、改過の事項を引例し生徒をして其の大要を、復演せしむるも可なり。

(問詞)

- (一) 布袋屋與左衛門の、少き時如何なる行を爲ししや。
- (二) 與左衛門の、如何ある事に困りて、行を悔めしか。
- (三) 與左衛門の行を悔めし一斑の、如何。
- (四) 父の病に臥しし時、與左衛門の、如何に看護せしか。
- (五) 父死して後、與左衛門の、如何せしか。

(應用問詞)

- (一) 他人より、己の過を指摘されし時、如何すべきや。
- (二) 何故に、過の直に改めざるべからざるか。

(書取題案)

- (三) 人の家より傘を借り來り、誤りて少しく傷けしときは、如何にするぞ。
- (四) 學校にて、過ちて他生の書冊を汚しなば、如何するぞ。
- (一) □□に及ぶ頃朱子の□□を□みて□めて□□の重○○○○知り
- (二) 不孝○罪○悔○身○慎○用○節○○○心○孝養○盡○○○
- (三) □□ノ□ナ□ラザルヲ□□ニ□ナ□リテ□ムルコト□ハズ是□ナキナリ

(作文題案)

- (一) 過を改むるに吝なる勿れ
- (二) 他人より借來りし書物を誤りて汚ししを謝し併せて返却する書牘
- (三) 弟妹の不調法せしを託ふる書牘
- (四) 右の返簡

公 平

重宗の果し
て何人を薦
むべきや

重宗の命を
聽きて如何
にせしと思
ふぞ

（例話）板倉勝重は徳川幕府譜代の侯なり、勝重深沈にして度量あり、家康瀨松より駿河に徙り、勝重を以ちて奉行と爲す、勝重職に就き、請謁を杜ち、苞苴を絶ち、法を奉じ理に循ひ努めて大體を存す、境内翕然として良吏の稱あり、後京都の所司代と爲り、遂に従四位下に叙し侍從に任ず、是より先勝重屢其の職を辞せしが、慰諭すきども固く請ひて止まず、秀忠曰、孤末卿に代るべきの人を得ず、汝宜しく衆を選び以ちて登庸すべし、勝重對へて曰、臣洛に在ること久し、故に諸士の美惡を識らざるは請ふ君自之を擇ひたまへ、若強ひて臣に選舉せしめたまはゞ、則愚息重宗なるか、彼驚才と雖臣の闕を補はん、秀忠悦び重宗を召し之を命ず、重宗亦固く辞せしが、秀忠曰、子を知るは父に如

く、なれ汝の父の薦むる所なり、故に補すと、重宗遂に命を奉じ京師に赴く、勝重之を誡むるは、審考熟識克く理非を明辨し必偏決すべからざることを以ちてす、重宗能く教を守り亦良吏の稱あり、後世治を言ふものは板倉父子を以ちて稱首と爲す。

（格言）公私大小の事、必、心を一にし、之を同じくし、纖芥隔つること勿れ。（九條師輔遺談）

（教授要旨）

- （一）人の須らく公平無私を以ちて事を處し、決して一毫の私心を挾むことなかるべし、不公平の怨を招き禍を來すの源因たるべきこと。
- （二）凡事を處するに、理の明なるを貴ぶ、理の明なるは心の公なるに因る、心公なれば則事に於きて疑惑する所なくして其の當を得べきこと。

(三) 常人の情として、私事を密にし、公事を疎にし自己の事の鄭重にし他人の事の疎漏に陥るを免れず是即心公ならず、意誠ならざるなり、當に務めて公私自他均一にして、彼我の別を爲すべからざることを。

(教授方法)

事を處するには、偏頗なく、愛憎なく至公至平を以ちて之を處理分辨すべし、苟私情私慾の爲に蔽るゝことなく、公明正大を旨とすべきを種々の引例をおし、之を証明し、然る後本課の實例と格言とを講説せよ。

(問詞)

- (一) 板倉勝重は、如何なる人にてありしか。
- (二) 勝重、職を辞する時秀忠の語は、如何。
- (三) 勝重は、如何なる辞を以ちて、秀忠に對へたりや。
- (四) 重宗は、直に所司代の職を、諸せしか。
- (五) 重宗所司代と爲りて、如何なりしか。

(應用問詞)

(一) 勝重の其の子を薦めしは、何故に公平と稱すべきか。

(二) 人をして、已の爲す所に、不満を懷かざらしめんと欲せば、如何にして可なるか。

(作文題案)

(一) 板倉重宗の公平(高等科第一)

(二) 奉公人の取扱に不公平ありしを諫むる書牘

尊王

(例話) 明治九年の秋、今上天皇奥羽地方に御巡幸ありて、青森縣下末の松山の麓なる、御休憩所に御立ち寄り給ひしは、一人の老農新らし手桶に、最も寒冷なる清水を汲み入れて、足引の、山下清水、汲みあけて、

僅一桶の水
を主上に
給ひ喜ば
せ給ひし
何なる故ぞ

我が大君よ、御茶奉る。

と云ふ歌を添へて献じ奉りしが、天皇殊に喜ばせ給ひ龍
顔麗はれかりき、此の時車駕の御駐り給ひし所にては、臣
民競ひて珍奇の物品を献じ奉りたれども、此の老農の珍
奇の以ちて献じ奉るべきなきに因り、炎暑をも御厭ひな
く、主上の此の嶮峻なる山路を越えさせ給へば、定めて御
疲れ遊ばさるべしと思ひ、冷水を進め御茶の御料と爲し
以ちて御渴きを止め奉らんと、心をこめたるものにて、供
奉の百官皆目を注ぎ、大に其の誠忠に感じたりとぞ。

(格言)

人の衣食住の樂みを得るは、盡皇恩あり、全く
我が力と思ふべからず、此の理を知り得る人
は、一衣一食も、唯皇恩の大なることを拜すべ

し。(舜家論)

(教授要旨)

(一) 我々の此の太平の世に生れ、暖に衣飽くまで食ひ、快く寝ぬることを
得るは、是實に我が大君の御恩澤にして、決して我々臣民獨自各箇の
力能く致せる所にあらざること。

(二) 既に此の大恩に沐浴す、豈之に報することを思はざるべけんや、凡人
たるもの恩を受くる所あれば、些少と雖必之に報いざるべからず、况
や國君の鴻恩は、一日も忘るべからざること。

(三) 此の鴻恩に報い奉るは、戦乱に臨みて忠節を効し、身命を擲つのみ
止らず、唯念々皇室を忘るゝことなく、誠心以ちて尊敬の意を失はざ
るに在るのみなること。

(教授方法)

臣民の義務は、尊王愛國を以ちて、其の精神とあすべきこと、尊王愛國
は、臣民の義務にして、最貴重なる情たること、尊王と愛國とは、其の形

問詞

- （應用問詞）

(二我等平居無事の日に於きては、如何ある方法を以ちて天恩に對し奉るべきか。

（書取題案）

(一) □ノ□□□ノ□ミヲ得ルハ□□□ナリ□ク□ガ□ト□フベカラズ
□ノ□□□リ□ル□ハ□□□□□モ□□□ノ□ナルコトヲ□スベシ

仁慈

(例話)

善七と曰ふ、天保四年の饑饉に父善七、村内のものに米錢を施し、危急を救ひし事多かりき、其の時子の善七は尙十
 七歳なりしが、性質物を憐む心深く能く父の訓を守りて、
 毎月父より受くる小遣錢を猥りに費さず、貯蓄して飢民を助けしことありしかば、少年には稀なりと人々皆之を
 稱譽せり、其の後父死し母年老いて多くは床に臥しを、
 善七孝養を盡し母深く喜びて、母子の間殊に睦しかりけ
 り、善七舊藩の時より撰ばせて村役を勤めたりしが、續き
 て維新の後副戸長に補せられたれば、殊更に勉勵し孝悌
 を勧め農業を勤めしめ、貧窮を恤み孤獨を憐み、一村の人

此の貯金を
如何なる事
に用ふると
思ふか

善七の他人より金を借りてまで彌惚る貸し上納せしめし何故ぞ

々を我が子の如く遇し、只管其の職に稱へんことをのみ
樂みしかば、村内の人々も亦善く之に懷きて父母の如く
仰ぎ慕ひ、互に親睦し訴訟を爲すものなく善く治まり、善
七常に村内の利益を計り、慶應二年金八十兩を村役に預
け、名けて潤農金と云ひ、利を低くし貧窮の人に貸し與へ、
農業を勧め課せしが、舊領主之を聞き褒賞を賜ひたり、既
にして其の金二百兩に充ち、貧民の勸農の資本となりて、
一村を益するに頗大あり、又養蠶へ人家第一の産業あれ
ばとて、村民を率ゐる野川の傍に廢地を起し、桑を植ゑしめ
しより毎年桑田開けて、今日一村飢寒を免るゝに至りし
は、全く善七の功績なり、是よりさき村人彌惣といへるも
の租米の收納に苦しみしを、善七金十七兩を他に借りて

善七の家富
有なるに
らざるも
ひ色あ
穀を支
興せる
何なる
意ぞ

之を納めしめしに、其の後彌惣愈困窮せしかば、其の十七兩を彌惣に與へ、金主に自之を返しより、又村人卯右衛門といふものの居宅波損せしりと、其の修繕すること能はざるを憫み、金三兩を與へ、村人與左衛門といふものの租税を納むること能はざるを以ちて、米二石五斗を與へたり、善七の家素富めるにあらざれば、其の施せる所多からざれども、安政六年より明治五年まで十四年の間、貧乏を救ひしこと彌惣、卯右衛門、與左衛門の三人を除くの外、米二十五俵、錢七百貫文に及べり、殊に桑田と潤農金といふ、今に至るまで村民の利益至大なれば、村民其の徳を尊敬し、有志者相謀りて石碑を建て、其の功績を記したりと云ふ。

(格言) 行末の榮え願はゞ、人の爲善からむ事の、數を

つみてよ。(橋千蔭)

(教授要旨)

- (一) 艱難相助け貧苦相援ふの同胞相憐の義務なり、人の宜しく慈善仁愛を以ちて心と爲し、他人の艱難貧苦を見て、應分の救助を與へ、人の人たる義務を全くすべきこと。
- (二) 艱難貧苦の人を救助するに、唯其の人の爲ふするのみと思ひて、愛惜の念を抱くべからず、天道の善に福するものにて、其の慈悲仁愛の報酬に必我が身或子孫に廻り來るなり故に善の須らく積み以ちて大ならしむべし、善大あれば報も亦大なること。
- (三) 然れども只管に其の報を望むの心ありて、之を爲すものの非なり、唯哀憐惻隱の至情より發して、慈善の舉に及ぶものにして、其の報あるべし故に先心ありて然る後爲す所あるべからざること。

(教授方法)

仁慈とは、其の性命其の産業を失はんとするもの及窮困に迫るものを扶助し、暴惡の人の爲に強奪劫掠せらるゝものを保護し、老衰重病にて自生計を營むこと能はざるものを救済し、不幸なるものを愛恤するものなり、どの意を併せ説くべし。

(問詞)

- (一) 青木善七は、若年の時如何なる事を爲して、人の稱譽を受けしか。
- (二) 平山村の人民、善良の風俗になりしは、如何ある故ぞ。
- (三) 善七の村民に鴻益を與へし事實あり、如何。
- (四) 又村民の今日まで、其の德澤を仰げるは、如何なる事業ありや。
- (五) 善七慈善の事業を問ふ。
- (六) 善七の村民より如何なる報酬を受けしか。

(應用問詞)

- (一) 慈善の事業に一時自己の損失たり、然れども亦已に益するとあるか。

(二)世の中に命のながくありたくば、
生どしいけるものを殺すな。

此の歌意如何。

(三)今身に一錢の金なしとせば仁慈の心あるも之を果すこと能はざる
か。

(書取題案)

(一)□□□□□□□□□□養蠶の利を起せり

(二)□□□□榮エ願ハバ□□□□

善カラム事ノ□□□□□□

(作文題案)

(一)仁慈

(二)善に善報あり惡に惡報あり

(三)新聞に記載せし或る不幸者に古衣と金五十錢とを惠與する書牘

沈 勇

(例話)

平松金次郎ハ徳川氏の臣なり、人の爲に屢私闘を
挑まるゝと雖未嘗争ハス、嘗遠江の國新井の渡を過ぎ、柏
原新五郎なるものの爲に従者を斬り殺されしかども、猶
之を不問に置けり、因りて人々皆其の怯懦を輕侮し、之と
齒するものなく、甚しきハ佩刀を一所に措くことを嫌ひ、
彼が臆病風の爲、我が魂魄を汚さるゝを恐ると云ふもの
のあるに至れり、家康之を聞きて曰、金次郎の眼中剛銳の
光彩あり侮るべからずと、長湫の役、豊臣氏の驍將森長可、
三千餘騎の精兵を引率して攻め來る、其の鋒頗鋭く、徳川
氏の兵皆遠巡せざるものなり、此の時金次郎は朱柄の十

金次郎ハ人
の馬辱を受
け、あがらせ
る故、黙せる
か

金次郎の前
に怯にして
後勇なる
何故ぞ

喬に罵辱せ
しもの如何
ふにせしと思

文字槍を提け、悠然として進み出で、瞬時に數騎を鏖き倒
ししが、其の舉動の凜然たるに勵され、引き色なりと徳川
氏の兵、忽勇氣を恢復し奮戦勇闘して遂に勝を得たり、其
の他天王寺の役、貝塚の戦等軍功殊に多く、屢恩賞を蒙り
勇士の譽れ日に喧傳するに至れり、是に於きて人皆家康
人を見るの明に歎服せり、金次郎或る時己を輕侮せし人
々を告げて曰、余の不肖なりと雖父母に受けたる身体髪
膚を以ちて、私憤私闘の爲に傷つけざるを誓へり、故に今
日まで諸君の詬罵を甘受せり、然れども數回の戦争に微
功を立てたれば、今此の身を惜むに足らず、諸君が平生
の望みは應せん、快く來りて勝負を決せられよと、然るに
衆戰慄して敢當るものなり、金次郎微笑して曰、余は公戰

は勇にして私闘に怯なれば、子等將來其の意を以ちて交
るべしと。

〔格言〕 平常、心を沈靜にすれば、義理を含み蓄ふること

深くして、事を處するにも、力あり。〔義理〕

〔教授要旨〕

(一) 危急存亡、一髮千金を引くの時に當りて衆皆畏縮退避、遂に路阻す我
敢一身を擡で一命を鄭重に、或主君の爲に、或國家爲にす、是即勇武にし
て大丈夫たるものの本領なり、人此の氣象を、からざるべからざる
こと。

(二) 然り而して平時に在りて、人に罵られて忽肩を扼し、人に嘲けられて
直に手を拳にするが如きもの、決して大勇にあらず、此の輩は却り
て事變の當に爲さるべからざる時、方りて畏縮退避するもの
なり、故に此の匹夫の勇は、務めて抑制すべきこと。

(三) 眞正の勇武は、漫りに物に動かす、徒に人に怒らず、其の平日却りて氣力なきものに似たり然れども事變一發するに及びては、泰然屈せず、徐に之が處置を爲せり、然れども是膽力あるものにあらざれば能はず、故に須らく先膽力を養成すべきこと。

(教授方法)

眞の勇氣は、人の最尊重すべきものにして、之を失ければ國の元氣を失墜するに至るべし、されば古より臆病懦弱なる人にして、未國家の爲に力を盡したるものゝあらず、故に人たるものゝ常に眞の勇氣を養ひ、一國一家の緩急に際し、果決すべきことを併せ説くべし。

(問詞)

- (一) 平松金次郎は、平生人に私闘を挑まると時如何にせしか。
- (二) 金次郎の人と争ひざりし證據を、擧げよ。
- (三) 人の皆金次郎を如何に待遇せしや。
- (四) 金次郎は、如何なる事に因りて勇士の名を得しや。

(五) 金次郎が、嘗己を侮りしものに謂ひし語は、如何。

(六) 金次郎の再言ひし語は、如何。

(應用問詞)

- (一) 突然來りて、汝を打つものあらば、汝之を如何せんとするか。
- (二) 白刃を以ちて、將に汝の父母、若くは兄弟に、危害を加へんとするものある時、汝之を如何すべきか。

(書取題案)

(一) 置スルニモ力アリ
義理ヲ含ミ蓄フルコト
事ナ處

(作文題案)

- (一) 匹夫の勇

攝生

(例話) 英吉利國の海濱に一醫あり、消化機の病を治する

飲食の節度
と戸外の運
動と消化器
病を治癒せ
しむべきか

醫師の何故
は患者を殘
りして獨先
歸せしむ

を以ちて大名を著せり、其の患者を療するに別に藥品を
用ひず、只飲食の節度と戸外の運動とを勸むるのみ、一日
中年の人來りて治を乞ひければ、醫の之を診察し、是富人
にして進退常は車に乗り榮耀の事のみ耽るを知り、乃
共に馬車に乗りて數里の道を駈くることを勸め、凡五里
程隔りたる時、鞭を遣し患者は下りて取り來ることを請
ひ、患者は車より下るや否や、君歩行して還るべし、と言ひ
捨て家路に向ひて馬を驅りたり、患者は己むことを得ず
歩行して還りけるが、忽ち飲食の甘美を覺え、醫師の方便を
感し、爾後常は戸外は運動したれば、終に病の全治したり
とぞ。

(格言) 勤むべきことを勤め、臥すことを好み、身を

休め怠りて動かざるは、養生に害あり。(養生訓)

(教授要旨)

(一) 人の身体健康なれば、能く艱苦に耐へ、辛酸を忍ぶことを得、以ちて事
業を成就せしむ。雖若し身体孱弱なれば、必志猛烈なるも氣力之を保
持すること能はず、されば人の宜しく身体を健康にするを務むべき
こと。

(二) 身体の健康を欲せば、須らく攝生の道を講じ、病を病なきの日に慎む
べし。彼の暖衣飽食まで食ひ而して一事の爲すことなく、終日怠臥
して其の身体を勞働せざるが如きは、衛生上の大害と爲り、自其の身
を弱むるの道たること。

(三) 飲食淡薄にして節制し、而して身を勞働すれば、食氣停滯せず、氣血循
環し生を養ふに宜しとす。事を成し業を就さんと欲するの士は、務め
て此の道を講じ、食を以ちて命を害せるとなかるべきこと。

(教授方法)

人の其の身体を清潔にし、飲食に注意し、起居を一定し、或氣候の變に遇ひて病に罹り、或身体不潔不養生の爲流行病などに罹らざる様、平素要心すべきこと、又如何に遠大の事を心に願ふとも、其の身体健全ならざれば、其の目的を達すること能はざることを、口授訓諭すべし。

（問詞）

- （一）英國の某名醫の消化機病者を治療するに、如何なる方法を用ひしか
- （二）醫の、或る中年の人を、如何にして治療せしや
- （三）中年の人の、後來如何なる方法に因りて、病を全治せしぞ。

（應用問詞）

- （一）飽くまで食ひ、而して唯臥して動かざれば、何故又身体を害ふや。
- （二）飲食の程度は、如何なるを可とすべきか。
- （三）人若、天賦の徳を全くせんと欲せば、須らく其の身の健康を保つべしとは、如何なる意ぞ。

（作文題案）

- （一）病は口より入る
- （二）唾液の功用を問はれしに答ふる書牘

謹 慎

（例話） 寺澤廣高は、豊臣秀吉及徳川家康に仕へ、十二萬石を食み、從四位に叙せらる、身卑賤より起るを以ちて常に自抑損せり、嘗人に語りて曰、城若くは山に登りて、人を俯瞰すれば、人之を咎めず、是人をして我が高さを忘れしむるなり、二層三層の樓に登りて、人を下視すれば、人多く之を憎む、高位、尊爵、有徳の人、身既に城若くは山に在り、彼の小智の凡庸は出づるもの、其の身、二三層の樓に在りて人を下視するが如し、其の之を憎むは即自然の理なりと。

卑賤より起るべき理由如何

高位尊爵及有徳の人、何故に城若くは山に在るが如きや

四二
（格言）我が身富貴にして威勢ありとも、人を卑み侮るべからず。（北條時頼）

（教授要旨）

- （一）人の情の少しく得意の地位に至れば、多く倨傲自慢に流れ易し、其の實ありて而して之を爲とも尙不可なり、況や其の實なきものゝ於きてをや、凡人の謹慎自敬すべし、自敬すれば則人亦之を敬し、自慢すれば則人亦之を慢すべきこと。
- （二）驕傲の惡徳にして人怨み衆怒り、遂に自其の身に禍を恭敬の、自己の品格を高め我が幸福を得るに尤重すべき美德なり、故に門地高きも官位尊きも、將又才位あるも、謹慎自守り決して之を言語容色に表すべからざること。

（教授方法）

卑近の例を以ちて、演繹的に教授すべし。

（問詞）

- （一）寺澤廣高の如何ある地位に居りし人なりや。
- （二）廣高の性行の如何。
- （三）其の嘗人に語りし辞を、略説せよ。

（應用問詞）

- （一）謹慎の人と驕傲のものと、其の得失如何なるか。
- （二）ものいへば、唇寒し秋の風。とは如何あることを訓戒せしものぞ。

（書取題案）

（一）口ガ口口口ニシテ口口アリトモ口ナ口ミ口ルベカラズ

（作文題案）

- （一）知りて知らざるものは上なり
- （二）禍は口より出づ
- （三）謹慎ある人を賞賛し、猶其の善行を全くせしめんが爲之を獎勵する書牘

(四) 身を懦弱よりちくづせし人を訓誡する書牘

節義

成瀬正成は
何れの地の
人なりや

(例話) 成瀬正成は、參河の人なり、幼より徳川家康に仕ふ、
豊臣秀吉大坂に在り、徳川氏の將士に命じて騎を習はし
め、自千貫樓に登りて之を觀る、驪馬一騎して馳せ來るも
のあり、左右に其の誰たるを問ふ、答へて曰、成瀬正成なり、
其の祿を問ふ、曰、二千石と、秀吉曰、惜むべし、壯士二千石の
小祿、安んぞ驥足を伸ぶるに足らん、若我に仕へば五萬石
に封せん、家康之を聞き、正成に謂ひて曰、汝能く豊臣氏に
仕へば富貴立どころに至らん、我も亦之を悦ぶと、正成涕
を流して曰、是何の言ぞや、臣不肖なりと雖、豈祿を食るが
爲、累代の君を後にして、他姓に事へんや、願はくは自殺

して以ちて臣が赤心を明かさんと、遂に従はざりけり、後
家康群臣に謂ひて曰、正成は以ちて孤を託すべしと。

(格言) 富貴を欲して貧賤を惡むは、人の同情なり、然
れども君子其の道を以ちてせざれば、富貴に
素すも雖處らず、貧賤は素して去らず。(伊藤東涯)

(教授要旨)

- (一) 人は進退去就苟すべからず、宜しく之を義理に訴へ、操節虧くる所な
きや否を考へ、而して之を決すべし、唯一時の安富尊榮に眩し貧困卑
賤を去らんとすることあかるべきこと。
- (二) 夫貧困卑賤は、固より人情の惡む所にして、誰か安富尊榮を望まざら
ん、然れども人は安富尊榮より、尙一層重すべき義理節操あるものあ
り、苟之を破り之を棄つる時は、人として人よあらざること。
- (三) 故に君子は廉を行ひ以ちて其の眞を全くし、清を守り、以ちて其の身

を保ち窮達毫も念を動さず、是能く義理の味窮りなきことを知れば
あり、人は總べて此くの如くあらざるべからざることを。

(教授方法)

文天祥の節義等を本課の豫習教材として、生徒に其の概要を説語せしめ、然る後教師本課の實例と格言とを講述し、背紫の處まで問を發し、其の思想の確否を試みつゝ、節義の何物たることを會得せしむべし。

(問詞)

- (一) 豊臣秀吉の如何なる事に因りて成瀬正成を用ひんと欲せしや。
- (二) 徳川家康の正成に謂はれし辭の如何。
- (三) 正成の如何なる言を以ちて家康に答へしか。

(應用問詞)

- (一) 正成の彼之を招き、其の主亦之を勸め、而して至れば前日より倍する富貴を受くることを得べし、然るに辭して赴かざるもの、如何ある故ぞ。

- (二) 我が父既に敵に捕れ、而して敵我を招くに富貴を以ちてして且至れば、則ち父も亦生さん此の時、當りて子等如何に處するか。

公益

(例話) 角倉了以の京都嵯峨の人なり、天性工役の事に巧みなりしが、慶長九年美作の國に至り、和計川の船を以ちて大堰川を洩り、丹波の國保津村に至るに、岩石多くして僅に筏のみ通するを以ちて、猶舟を通せしめんと思ひ、翌十年其の子玄之を江戸に遣ひ、此の事を徳川幕府に請ひければ、速に許可せられたり、因りて翌十一年三月より大堰川を浚ひて、先大石の轆轤を以ちて之を挽き、水中に在るの其の上に高く足代を構へ、鐵槌の頭尖りて長さ及周圍各三尺、柄の長さ二丈餘なるものに數多の索を結び付

了以の此の事業の自家の利益と爲る

河幅廣き所
や如何せし

け數十人をして其の槌を引き上げしめ、直に之を落せば
岩石盡碎け、或は水より出でたるもの、其の石の上にて
熾に篝火を燎して之を碎き、或河幅廣くして水淺き處に、
石を疊みて水を増じ、又瀑等の上より穿ちて之を平し、
艱難辛苦して八月に至り全く工事を卒へたり、是に依り
て丹波の園部より嵯峨に至るまで、舟楫の便を得て、五穀
鹽鐵材、石等の有無を通じ、今日に至るまで人々其の餘澤
を仰けり。

(格言) 凡、利益あらば最宜しく興建すべし、或渠を開

きて水を導き、或堤を築きて患を防ぎ、或橋路
を修めて以ちて行旅に便す。(習是編)

(教授要旨)

(一) 人の唯一身一家を利益することそのみ務めどすべからず既に一身
一家を利せば宜しく進みて公利公益を企圖し以ちて廣く國家公衆
に及ぼすべきこと。

(二) 廣く公衆に利益あるを認めば則自家の財力を傾け盡し以ちて之を
爲すものあり、况や應分の貨財を投じて之を圖るが如きは財産少し
く餘裕あるものの爲し得べき所あること。

(三) 故に彼の道路を開修し橋梁を修繕する等の事、自進みて之を企て、
或他の企てと與し決して金錢を吝むべからず其の及ぶ所の利澤潤
徳頗大なること。

(教授方法)

歸納的教授に準據すべし。

(問詞)

- (一) 角倉了以の川を開通せんと欲ししに如何ある事に因りてか。
- (二) 了以の爲せし工事の概況を問ふ。

(三) 其の工事の爲に如何なる功績を奏えしや。

(應用問詞)

(一) 道路を開通し橋梁を架設し、若くは燈臺浮標を建置するが如き事業の何故は公益と稱すべきか。

(二) 此の如き事業を企つる人あるを見れば子等如何するか。

(書取題案)

左の句を口誦して書取らしめよ。

(一) 或渠を開きて水を導き、或堤を築きて患を防ぎ、幕府に請ひて許可を得。

孝行

甚助は何地の人なりや

(例話)

甚助は、備中の國淺口郡柴木村の農夫なり、母に事へて孝行至らざる所なし、朝夕の食事に母未食せざれば

心樂しければ何れを以て顔貌を老衰せざるぞ

己も亦食せず、母寝ねんとすれば、甚助自席を敷き、冬の溫にし夏の涼しくし、母未眠らざれば己も亦眠らず、深更に至るまで母の側に在りて之を慰め、痛む所あれば摩し、痒き所あれば搔き、朝の夙に起きて庭を掃ひ、母の起き出づるを待ち、総べて事毎に母の意に従ひ、若事ありて出づれば珍鮮の物を買ひ求めて母に進む、母齢既に八旬餘なれども容色猶六十歳許の人の如し、人其の故を問へば、母答へて曰、甚助我を養ひて我が心の如くならざるをなれ、王公貴人の母と雖我々心の如く樂しきあらざるべしと、領主甚助の孝行を聞き、召し出して之を賞し、且租税を免して其の子孫に至れりと云ふ、或る人柴木の邑民に、甚助は此くの如く多く田地を賜りしが汝の輩は羨まずや、と

云ひしに、邑民は、誰か甚助の孝行に及ぶべき、我が輩如何で羨む心あらんと答へたり、其の餘一村の人皆異口同音に甚助を稱賛せざるものなかりき。

(格言) 孝子の老を養ふや、其の心を樂ましめ、其の志に違はず、其の耳目を樂ましめ、其の寢所を安くし、其の飲食を以ちて、之を忠養す。(禮記)

(教授要旨)

(一) 子たるものの父母より事ふるの道は種々雜件ありと雖、要するは唯其の心と違はずして、之を悦ばしむるに歸すること。

(二) 故に孝子は、父母より事へて、一毫だも不快の其の念頭に起るあらんことを恐れ、父母の命唯奉ずるのみあらすして、常に父母の意向を見て、之を迎ふるを事とすること。

(三) 若父母をして不快の心あらしめば、假令目に美色を觀せ、耳は美音を

聽かしめ、飲食は甘味口に適するものを供するも、何の益かあらん故に人の子たるものは務めて先其の心を樂ましめ、然る後其の他に及ぼすべきこと。

(教授方法)

孝不孝子のこゝろから親の名を、

善し惡しわかづものとしらすや、

我が身にも秋風寒し親兩人、

之等の俗解より導きて本課に入り、子たるの道を教授すべし。

(問詞)

(一) 甚助が孝養の概況を問ふ。

(二) 母の容色衰へざりしに如何ある故か。

(三) 甚助の領主より如何ある賞賜ありたるぞ。

(四) 或る人柴木の邑民と問答せし辭に如何。

(應用問詞)

- (一) 父母の養に、如何ある事を最先と爲すべきか。
(二) 父母の命令、我が意に適せざることある時、如何とべきや。

(作文題案)

- (一) 父母に對する義務
(二) 某の孝心、識きを歎稱する書牘

敬 師

是より伯温
い如何にせ
しと思ふか

(例話) 邵伯温、支那宋の人なり、年少き時、文中子と云ふ書を讀みて、其の中、諸葛孔明、中道にて歿せざりしなれば、天下の太平、近きとあらんと、その説を辨駁して、自一書を著して、孔明を譽れり、偶、其の師邵康節之を見て、年少くして見識未淺きに、妄り、前賢を誹るべからず、と叱りければ、伯温大に師の言に感ず、是より心を潜めて、古人の行跡

を察し、敢前賢を輕侮せざりき。

(格言)

師法を是とせず、自用ふことを好むは、是猶盲を以ちて色を辨じ、聾を以ちて聲を辨ずるが如し。(六論衍義大意)

(教授要旨)

- (一) 師に博く事物の道理を知りて、能く我を善道に導くものなれば、弟子たるもの、常に之を尊敬すること、猶子の父母に事ふるが如く、從順なるべきこと。

- (二) 故より弟子たるもの、事毎に師に諮詢し、其の指令に從ひて之を爲すべし、而して若己の行事に對して、師より教訓、誠諭せらるゝ所あらば、其の言に遵依して、敢違背すべからざること。

(教授方法)

近時師弟の間、浮薄輕躁に流れ、其の弊や言ふに忍びざるものあり、是故

育上諸徳性を涵養するに、大なる妨害をなすの一大原因なれば、克く教授要旨により師を尊敬すること、君父に次ぐべきことを教訓誠諭すべし。

(問詞)

(一) 邵伯温の康節先生を叱せられしは、如何なる事に因りてか。

(二) 康節先生の言は、如何。

(三) 伯温は、二たび先生を呵せられ、其の後は、如何ふせしぞ。

(應用問詞)

(一) 師の教誡せられし事、子等唯之を學校内に用ふるのみか。

(二) 其の學校を去りし後は、從來の師に對して、如何すべきや。

自助

(例話)

伊勢屋吉兵衛は、江戸本郷五丁目に住し、幼名を吉松と曰ふ、元近江の國の人なり、十一歳の時三人相携へて

故等此の行
を聴きて如
何に思ふや

吉松は何故
に泣き居た
かりしと思ふ

故郷を發し江戸より來り、伊勢屋彦四郎の家に奉公せしが、其の二人は、直ち草鞋を脱ぎ捨て足を洗ひ坐敷に上り、吉松は、脱ぎし草鞋を水にて洗ひ、垣に掛け置き、再度の用は供すべくし、然る後足を洗ひて主人に挨拶せり、主人之を見て、後來、其の用を爲すべき人物なるを知りたり、爾來召し使ふは他のものより一層勤勉せしが、或る時主人庭を廻りけるに、吉松獨庭に立ちて泣き居たれば、其の故を問ふに、對へて曰、今御家の斯く富み榮ゆきども、下部の中に米を竊むもの甚多きに因り、恐くは漸次衰替の運に向はん、奴、毎夕二十人の下部に春つかはむる、二斗入の半切の中に大の字を記し置く、毎朝大の字、過半消滅せり、是下部の竊み取るに相違なしと、主人は固より大度

吉松は毎朝
何程づい儲
けしや

の性質ある人なきは、少い事は意に懸くことなけれ
ども、以後は吉松に米の事を任せたり、吉松成長するに隨
ひて、二十人のものより一入勉強せしが、此の家は糶屋
なれば、毎朝三十人の諸所に出で商ふ、通例百五十文程
を儲けしるを、吉松は毎朝未明一荷の糶を神田近傍に
荷ひ行き、還りて又衆と同じく出づるを以ちて、常三百
五十文宛を儲けしり、吉松十八歳の時、主人其の心底を試
みんと欲し、或る朝商を終へて歸り未朝飯を喫せざるに、
水一荷を汲み來ることを命ぜり、此の水は茶の湯に用ひ
るものにして、火消屋敷の下御堀端にあれば、道程殆ど五町
もあり、吉松直に一荷の水を汲み歸れば、主人又次ぎて今
一荷汲み來ると命ぜり、吉松心竊に思へらく、他のもの

主人は何故
に三たび造
水を汲まし
めしか

是に於きて
吉松は如何
ふせしと思
ふや

主人の如何
にせしと思
へるか

皆先歸り己の朝飯を喫し、煙草を吞みて休息せるに、我獨
斯る無理の待遇を受くることかなと、又一荷の水を汲み
來しり、然るに主人は、又々今一荷汲み來るべきを命ぜ
しかば、吉松は是に於きて大に其の非道なるを恨み、是
同輩の讒言に因りて、然るならんと思へども、少しも容色
を顯さず、三たび汲み來れば、主人は殊に喜び直に下女に
命じて、吉松の足を洗はしめ、己の前に召ひ寄せ衣裳を更
めしめて曰、定めて餓ゑしならん我も汝と共に食せんと
欲し、未朝飯を喫せずして汝を待てりと、種々の料理を具
へて共に食し、食事終りて二十人の下部を呼び謂ひて曰、
本日より吉松を吉兵衛と改名せしめ番頭と爲せり、汝等
若し服せずの皆我が店を去るべし、又吉兵衛の二十人

の下部を自由に支配すべし、心に叶はざるもの、我は聞かざる、及ばず暇遣すべし、其の他総べて汝は一任す。

(格言) 常に勞作して已まず、職業の繁多なるを嫌はむ、世務に任じ、他人と交通し、實事に礪砥するは、人生の主義なり。(西洋品行論)

(教授要旨)

- (一) 人の自主自立の精神を立て、自勵み自勉むべし、決して他人の幫助を受けて事を成就せしむるを圖るべからざることを。
- (二) 人の精力を出し、職事を務むる、最善き實事、習験の學問にして、才智の由りて生ずる所の根原なれば、常に勤勉勞作を以ちて自助くべきこと。
- (三) 人々を身自主宰と爲り、勤め做せし、唯自己の福祉を得べきのみならずして、此くの如き人民聚合結成する時、其の邦國の元氣充實し、文明

富強に赴くべきこと。

(教授方法)

演繹的に教授すべし。

(問詞)

- (一) 伊勢屋の主人は、如何なる事、困りて、吉松の後來用を爲すべき人物なることを知りしや。
- (二) 主人の吉松は、米を任せし、如何なる故ぞ。
- (三) 吉松は、如何にして他の下部より、一倍の儲けを爲えしか。
- (四) 主人は、吉松の心底を試みんと欲して、如何ある事を爲えしか。
- (五) 吉松は、三たび水を汲み歸りし時、主人は、如何にせしか。
- (六) 主人、吉松を番頭と爲し、而して二十人の下部に、如何なる言を命せしぞ。

(應用問詞)

- (一) 家の隆昌繁榮を欲せば、如何すべきか。

(二) 獨立自助の精神の、事業を成就せしむるの要素なりといひ、如何なる故

(書取題案)

(一)

職業ノ繁多ナルヲ嫌ハズ

他人〇交通

〇口口〇祗囑〇〇〇口口ノ口口ナリ

(作文題案)

(一) 自助

(二) 獨立するは勇氣なかるべからず

交友

(例話)

蒲生君平の
何地の
人なりや

蒲生君平、名ハ秀實、君平ハ其の字にして、修真庵と號す、通稱ハ伊三郎、下野の國宇都宮の人なり、平田篤胤通稱ハ大角、大壑と號す、出羽の國久保田の人なり、二人交情

諸子試みに
君平に代り
て之が答を
爲せ

頗深し、一日君平、篤胤を訪ひ、談偶山陵の事に及ぶ、時に篤胤君平に問ひて曰、聞く君は漢學を研究せらるゝと、君と僕との間の如きを、學問上、何と名けて可なりや、君平深く怪みながら答へて曰、朋友なりと、篤胤又問ひて曰、其の朋友たるものの交際の如何して可なるや、君平曰、論語ハ忠告而善導之とあり、故に互に隔意なく惡しき事は諫め正し、善き事の助け勸むること、其の職分なり、篤胤曰、果して然らば君の著す所の山陵志に多くの誤謬あり、余之を訂正せんと欲す、君以ちて如何と爲す、君平笑ひて曰、謹みて高教を受けんと、後、山陵志中に多く訂正せし所あるハ、篤胤の力最多きに居れりと云ふ。

(格言) 朋友過あり之を規す、須らく獨處の時に於き

て、婉言以ちて之を規すべし。(暗室簾)

(教授要旨)

- (一) 朋友の平素信實を以ちて相親愛し、而して過失ある時の、直に忠告して改めしむべし、決して面従阿諛すべからざること。
- (二) 朋友過失ある時の、忠告すべしと雖、又稠人廣坐の間に於きて、其の過を言ひ、其の非を揚ぐべからざること。
- (三) 稠人廣坐の間に於きて、朋友の過失を稱揚し、自以ちて忠告と爲すもの、遂に爲に憎怨を受け、忠告たらざること。

(教授方法)

完全なる朋友を結ぶは、有徳の人あること、其の道徳に於きて、類似したる人あること、其の心は善なるが故に、朋友の幸福を致さんことを望むものなること、此の貴き心を以ちて相愛するは、眞の朋友なることを教授すべし。

(問詞)

- (一) 篤胤の、君平に如何なる事を問ひしや。
- (二) 君平の答の如何。
- (三) 篤胤、朋友交際するの道を、君平に問ひしに、君平の答は如何。
- (四) 篤胤の、何故に朋友の事を、君平に問ひしか。

(應用問詞)

- (一) 篤胤の、眞に朋友の何たることを、解せざりしか。
- (二) 朋友過あり、吾之を諫め、而して彼若聴かざる時の、如何すべきや。
- (三) 諺に、共に一俵の鹽を嘗めざる間は、人の心知れ難し、とは如何。

書取題題

- (一) □□ 頗□ かりけり
- (二) □□ して□ を□ □ す
- (三) □□ □ □ リ □ □ ス □ □ ラ □ □ ノ 時ニ於キテ □ □ 以 □ □ 之 □ 規 □ □ □

(作文題案)

- (一) 友の類を以ちて集る
- (二) 善を責むるの朋友の道なり
- (三) 朋友に勉學を勧むる書牘
- (四) 忠告せられしを謝する書牘

溫 和

伊藤竹里の
人となりを
問ふ

(例話) 伊藤竹里は久留米侯の儒者なり、名は長準、字は平藏、又以ちて通稱と爲す、竹里は其の號、京都の人にして仁齋の第四子なり、人と爲り溫和厚直、能く家學を繼述す、服部南郭の物徂徠の高弟子を以ちて一世を雄視せり、然れども竹里の人と爲りを稱して、溫厚の長者と爲す、竹里常に謂ふ、心平は氣和すきは、溫柔と雖強毅奪ふべからざるの力あり、公を秉り正を持すれば、迂遠と雖透徹拘すべからざるの權あり、斯の如くにして與に人物を語るべし、與に世務を言ふべしと。

(格言) 心平は氣和げば、これ己に處し、人へ接するの要なり。(初學知要)

(教授要旨)

- (一) 人は須らく心平に氣和くことを務むべし、溫和の人は事を處する過失なく、人に接する寛容あり、故に事成り人愛すること。
- (二) 疎暴激厲の人は、失敗多く憎怨聚り、才學ありと雖其の用を爲さず、故に人に當に務めて其の規模を宏大にし、胸中自寛裕なるべきこと。

(教授方法)

人、朋友會社の中に在りて、溫和恭順なるの、恰光輝の聲を做さずして、百物に各様の色を與ふるが如く、其の徐々として他人を感移すること、高聲の言語及強猛の勢力は勝れることを事實と格言とに照して、教授す

べし、

(問詞)

- (一) 伊藤竹里に、如何なる性質なりしか。
- (二) 服部南郭竹里を稱するの言に、如何。
- (三) 竹里の常言を問ふ。

(應用問詞)

- (一) 人と爭論あきり、何に困りて然るか。
- (二) 溫柔の應答に、能く暴怒を消すどの如何ある意か。

(作文題案)

- (一) やゝらかに、言ひてもことゝ、聞ゆるを、
なぞたが聲みひがひ世の人。

貞淑

(例話)

安、常陸の國那珂郡野上村の農夫、與次右衛門の

安、如何に
せしと思ふ
か
安、何故に
死せんと
ま
でせしや

妻なり、嫁して未幾くならざるに、與次右衛門瘡を病みて
體傷る、乃安に謂ひて曰、汝年少くして容色あり、而して吾
己、癡人と爲まり、婦人老いて恃む所のもの、子のみ、然
るに吾又子なり、汝宜しく更め嫁すべし、吾決して汝を恨
みざるなりと、安哀み泣きて肯りず曰、妾もし去らば誰か
復吾が姑を養ひ良人に事ふるものぞ、與次右衛門之を強
ふ安應せず、將刀を引きて自殺せんとす、與次右衛門驚
きて之を止め、遂に其の意に従ふ、是より安、夫及姑に事ふ
ること、愈謹み身を持すること愈堅し、與次右衛門久しく
病みて家道遂に衰へ、僕を雇ひ又は馬を畜ふこと能はざ
りけきは、安親耕作して以ちて資用は供せり、藩主徳川光
圀嘗て、安が鋤を操り、耕すを見て曰、これ婦人の事に

あらず必故あらんと從者をして之を問ひしめらるに、安具さに實を以ちて對へしりば、光圀大に感歎し、直に往きて與次右衛門を視、安に金若干を賜ひ、遂に其の家の租税を除けり、近傍の富人之を聞き、亦夫婦を賑賜せりと云ふ。

(格言) 鏡を攪りて面を拭はば、則其の心の潔からん

ことを思ふべし。(蔡邕女訓)

(教授要旨)

- (一) 婦女子、一旦人に嫁せば、終身他心なく其の夫に奉承敬事し、貞靜淑婉なるべきこと。
- (二) 人の妻たるもの、年少くして夫死するも寡居自守り、再嫁すべからざるものなれば、况や其の夫病に罹り之を棄て去るが如き人にあらざること。
- (三) 故に婦女子に貴む所のもの、顔貌容色にあらずして、心操の如何にあ

れば、婦女たるもの、其の顔を裝飾せんより、其の心操を磨勵すべきこと。

(教授方法)

心見る鏡と知らで、今までは、

姿うつせし事を耻かし。

身につれ、心によしき世の中の、

人みかけに、よらぬものなり。

之等の俗解より、貞淑の意義を説き、事實に入るべし。

(問詞)

- (一) 與次右衛門、何故に安を更め嫁せしめんとせしや、又安に言ひし辞は如何。
- (二) 安、與次右衛門に、如何に答へしか。
- (三) 與次右衛門が、安を強ひし時、安、如何せしぞ。
- (四) 安は、如何にして生計を立てしや。

(五) 光圀卿の如何にして安の貞淑を知り、又如何なる賞與を賜ひしや。

(應用問詞)

(一) 婦人に最貴む所のもの、如何なる事ぞ。

(二) 嫁して未幾くならざるに、夫死し又子なき時は、如何すべきや。

(三) 婦人既に嫁せし後舅姑及夫の性質惡しき時の、如何すべきか。

(作文題案)

(一) 婦女の心得

敬長

(例話)

藤原教通の道長の子にして頼通の弟なり、康平四年、頼通、太政大臣に任ぜられしを以ちて教通之を慶賀せり、時に教通の左大臣にして内辨たりしが、頼通拜舞するに及び、教通は地に跪き敬禮殊に厚し、春宮大夫能信之を

子等能信の言を以ちて當れりと爲すか如何

聞きて曰、弟たるものの地に跪くこと、未其の先例を聞かざる所なり、教通曰、父道長公嘗余に告げらるゝに、兄頼通公を以ちて親と爲して之に事ふべしと、父に跪くは常例にあらずや、春宮大夫何んぞ之を知らんやと。

(格言)

幼くして肯長に事へず、賤くして肯貴に事へず、愚にして賢に事へず、此は人の三不祥なり。(知世)

(教授要旨)

(一) 幼者の長老に事へ、賤者の貴人に事へ、愚者の賢智に事ふるは、是古今一定不變の道理にして、皆恭敬を以ちて主と爲すべきこと。

(二) 若長老に謙遜せず、貴人を尊敬せず、賢智を恭承せざるものは、是剛復不遜の人にして、必其の身を誤るものなり、故に人の宜しく進退出入起臥、飲食等事毎に恭敬を以ちて已より勝るものに後るべきこと。

(教授方法)

兄弟を敬愛すべきは言を俟たず其の他我より年長けたる人又我より一方の學術技藝に向ひ其の力優れたる人の敬愛し服従して我が智識の足らざる所を補ふべきことを克く講話記憶せしむべし。

(問詞)

- (一) 教通の兄頼通を慶賀せし時如何せられしか。
- (二) 能信の如何に教通を訾りたりや。
- (三) 教通が能信の言を辨解せられし辞の如何。

(應用問詞)

- (一) 子等より年長するも學藝の子等に及ばざるものあらば子等之を如何に待遇せるか。
- (二) 長者に事ふる道の如何。
- (三) 汝等より年少なるも學藝の優れたるものあらば汝等之を如何に待遇するか。

(書取題案)

(一) □□シテ肯□ニ□ヘズ□□シテ□□ニ事○○□□ニシテ□□ニ事○○
□ハ□ノ三不祥ナリ

(作文題案)

- (一) 北海道にある兄の安否を訪ふ書牘
 - (二) 故郷にある姉の安否を訪ふ書牘
 - (三) 遠地にある先生の安否を訪ひ併せて一疑團を質問する書牘
 - (四) 年長の朋友は無沙汰を詫ふる書牘
 - (五) 學藝の優れたる朋友は無沙汰を謝し併せて將來の方向を質す書牘
 - (六) 卑幼の尊長に對する心得
- 直に叙述すべき事項と其の順序とを授け之を加ふるに或若干の用字を以ちてし或各自入用の文字を以ちてすべし。

節義

(例話) 李若水ハ支那宋の人なり、欽宗皇帝の朝に侍郎と

若水は何故
に帝を抱持
して慟哭せ
しか

若水は如何
すると思ふ
ぞ

爲る、金人京師を陷るゝ及び、帝に迫りて其の營に赴か
しむ、若水抱持して慟哭し、金人を罵りて狗と爲す、金人曳
きて之を撃ち、面破れ氣結はきて地に仆せしむ、尙罵りて
口を絶たず、其の僕窺に告げて曰、公の父母既に老いたり、
公にして少く屈せば、冀はくは歸ることを得て、親を觀
ることを得ん、若水叱して曰、忠臣の君に事ふる唯死ある
のみ、何にぞ家を顧みんと、因りて食を絶つこと旬日なり、
金の大将粘沒喝召して見る、若水復罵ること前の如し、兵
士怒りて其の唇を搥ち破りて血を噴く、罵ること愈切な
り、遂に刀を以ちて頸を裂き、舌を斷つに至りて死す、年三
十五、金人歎じて曰、南朝士を養ふこと百年餘、其の義に死
したるもの、唯李侍郎一人あるのみと。

〔格言〕 丈夫の志、窮しては益堅かるべく、老いては益

壯なるべし。(馬援)

〔教授要旨〕

- (一) 患難に臨み死生は際しては、人の尤狼狽して措置其の宜しきを失ふ
ものなれば、當に之を揆るに義を以ちてして、苟節操缺くる所なきこ
とを期すべきこと。
- (二) 患難に臨みて人に負き、生死に際して心を變するもの、耻なきの小
人にして其の心志懦弱なり、此の如きは則倫理滅びて人道絶ち、禽獸
と異らざることを。
- (三) 故に臣下の主君に事ふるは、忠節義理を守るを重しと爲し、二心なく
二君に事へず、而して此の志は困窮の地に處するも、衰老の齡に達す
るも、毫も變せざるべきこと。

〔教授方法〕

文天祥の節義、成瀬正成の節義を本課の豫習教材として、生徒は其の大略を説話せしめ、其の觀念を再現し、然る後本課の例話と格言とを講話し、以ちて臣民たるもの、節操義勇の氣象を、缺くべからざることを、教授すべし。

(問詞)

- (一) 金人、宋帝に迫りし時、若水は、如何にせしか。
- (二) 若水の僕は、如何なる言を以ちて、若水に告げしや。
- (三) 若水、僕を叱せし言は、如何。
- (四) 若水、死せし時の、狀況を、問ふ。
- (五) 金人、若水の節義を、歎じて、如何に言ひしか。

(應用問詞)

- (一) 國と家と、孰れか重しと爲すや。
- (二) 李若水の其の父を棄て、其の身を顧みざるは、不孝たらざるあきか、如何。

(書取題案)

- (一) □□ノ□□シテハ□□カルベク□□イテハ□□ナルベシ
- (二) □□の□に□ふる□□あるのみ□にぞ□を□みんや

(作文題案)

- (一) 男兒の心掛
- (二) 節義とは

方正

(例話)

賴彌太郎、名の千秋、春水と號す、安藝の國竹原の農家に生る、幼よりして好みて筆硯を弄す、寒郷絶えて師友なし、其れ家蓄藏する所の書、僅に數冊のみ、乃、村醫の字を識るものに就きて、句讀を受く、偶、烏石山人の書とたる千字文を得て、之を摹し、持ち歸りて、臨習す、年十九にして、上國

賴彌太郎は
始め句讀を
誰より受けし
や

頼彌太郎は
何故江戸
に移りしや

に遊ぶ初め詩を以ちて名を著し、又筆札を以ちて、其の名
四方に噪ぐ既にして、洛閩の書を讀み、尾藤二洲、古賀精里、
中井竹山兄弟、西山拙齋、菅茶山等と共に相切劇し、其の名
聲漸起るに及び、本藩安藝侯、命を傳へ擢で、儒官と爲す、
春水適藩侯の命を奉じて、江戸の藩邸に來り世子に侍讀
す、從來儒士の進講侍讀の如きは、故事に充つるに過ぎざ
りし、春水は草野より擢せられ孤立して援くるものな
きも、輔導を以ちて己が任と爲し、誓ひて其の學ぶ所に負
うず、以爲らく世子幼齡にして、學に就く自厭氣を生せん、
然れば則必廢業するに至らんと、首め小學題辭を進講す
るや、汎く和漢の事跡を援き、次は孝經、論語を講ずるも亦
然り、必しも文字章句に拘泥せず、意義の暢達して解し易

頼彌太郎世
子民の疾
苦を知らし
むるゝ如何
なる乎だて
を用ひしや

醫の默せし
何故ぞ

とす、世子亦之を聽くことを喜ぶ、或其の遊戲玩好に因り
物に觸る、事は視るひ、以ちて民の疾苦を知らしむ、春水が
世子の徳を養ふ、唯講誦に止らず、此の如くするもの凡十
一年なり、後、世子、封を襲ぐに及び、仁慈にして果斷、内外、其
の賢を稱す、蓋春水輔導の力少とせず、春水素より方正
嚴毅を以ちて人に憚からる、一醫の滑稽を以ちて進むもの
のあり、常に諸士に狎れ、戯むる、侯曰、汝頼彌太郎に逢ふも
亦能く此くの如くするものと、醫嘿して退く、春水人と爲り
軀幹偉からず、而して之を望むに威あり、短面廣額にして
眼光爛たり、稟性の方正剛峻なる妻子と雖未曾其の情容
あることを見ざりしと云ふ、故に衣、久しく服すと雖襪褶
亂せず、食するに臨みて、盃碟匙筋の措置常あり、其の此

姓名をさへ
聞くことを
欲せざるは
如何なる意
ぞ

くの如くなるを以ちて事を處する、勤敏にして毫も文士
疎慵の習ひなし、其の家を治むるや器什を區處し、帳簿を
精備し、故紙敗簡と雖整頓題署し、儉素を以ちて自律し、清
廉を以ちて自慎み一介たりとも苟取與せず、自奉する所
或人の堪ふる能はざるものあり、其の歿するに先たつこ
と數年前に當り、一書を緘糊し門生に付して曰、我が歿す
るに及びて之を披けと、披けは則悉後事を處分して曲盡
せざるはなし、春水邪を惡み姦を憎み、往々其の非を面斥
するに至る、穢行惡徳の人の如き、其の姓名を聞くこと
を欲せざりしとぞ。

(格言) 當に己を正しくして、而して後、他を正すべ
し、如、自、正、し、か、ら、ず、ば、何、も、ぞ、能、く、人、を、正、さん。

(孝徳天皇紀)

(教授要旨)

- (一) 人は言語動作、方正公直にして、一毫の輕慢私曲あるべからず、方正の人は、其の行公明なれば、決して人の知るを恐れざることを、
- (二) 己方正にして、毫も私曲なければ、人敢て我に非禮を加ふることなく、若之あるも、我獨立して懼れず、以ちて之を詰責するを得べきことを、

(教授方法)

謹慎、方正、嚴格等の諸例を引き以ちて演繹的に教授すべし。

(問詞)

- (一) 春水先生が、安藝侯の世子を輔導せられし狀況は、如何。
- (二) 先生の方正嚴毅なる証左を、問ふ。

(應用問詞)

- (一) 授業中、机案、筆、を横へ、或書冊器具の机中に散乱せるもの、如何な

る人なりや。

(二)他人の非を指摘せんと欲せば已先如何すべきか。

(作文題案)

(一)行儀を方正にすべし

治 産

(例話)

夫清助の病
死せしハエ
イ女何歳の
ときなりや

妻なり、夫清助ハ、農事の外ハ釀造の業を兼ね、多く人を使ひ晝夜繁忙なるに、エイが三十五歳の時、清助偶病に罹りて死せしかば、エイ十一歳の男子を首に三子を持ちながら夫に代りて家事を治めけり、然るにエイの年猶若く、殊に繁忙なる家なれば、婦女の力能く之を支へ得ることの難きを慮り、親族集り議して清助の弟某を以ちて後夫と

エイは如何
に答ふると
思ふや

爲し、家事に當らしめて小兒の成長を待たんと、之をエイに語きは、エイ答へて曰、小兒の養育ハ、固より母たるものの當然の務めなきは、言ふを待たず、家業の如きも女子の身を以ちて之を治めんとするは、大任なれども、夫死して兒幼なるハ方り、婦の其の家を治むるは、世間一般の通例なり、妾愚と雖、今後夫に見ゆるハ、生父母の教ハ違ひ、且世間の人に對して耻づべきに因り、力の及ぶ限り家業を勤め、以ちて其の節操を全くせんと、親族も大に其の志に感じて之を許せり、エイ是より愈勵みて家事を經營し、幼兒を教育せしが、夫清助の世ハ在りし頃ハ、凶年續きて多くの負債を生じけきは、此の儘になし置く時ハ家の衰微を招くの基たらん、早く償却の法を立てんと、親族に謀り帳

エィは孱弱
の女子を以
ちて此の大
負債を如何
に處分すべ
きぞ
負債は何年
に返却し得
しや

簿を點檢せしに、其の額凡六百圓に餘り、家産に比較して巨額なるを以ちてエィも大に驚きしが、又、之が爲に却りて益奮勵し、夙に興き、夜も寐ね家事のみを身を委し、農事を始め、釀酒養蠶等に至るまで、自意を注ぎ、帳簿の計算も日々己之を爲し、晝夜力を盡ししかば、十年を出でずして悉負債を償却し、隨ひて家産も亦恢復し、猶餘財を以ちて酒倉を建築するに至り、兒童も己に成長せしかば、各算筆を學習せしめ、内外の和睦親疎の交際一も間然すべきことなく終始貞操を守りしと云ふ。

(格言) 朝早く起くるは、家の榮ゆる兆なり、晩く起くるは、家の衰ふる基なり。(大和俗訓)

(教授要旨)

- (一) 一人、各其の家業あり、夙夜勵精以ちて之を勤むべし、乃富めるもの、益富み、貧なるもの亦富み榮ゆべきこと。
- (二) 家を富すの道は、勤儉の二字に在り、而して能く勤勉なるもの、隨ひて克く儉約す故に、人々先勤勉を第一と爲し、夙に起き夜に寐ね以ちて其の業を勵むべきこと。
- (三) 日己に高く昇り而して門戸猶鎖せるの家は、必其の家業に怠惰あるものなり、此くの如き家は、富み榮ゆるも、必遂に覆亡して貧賤に至るべきこと。

(問詞)

- (一) エィの家は、如何ある業を營みたりや。
- (二) エィに兒子幾人ありしか。
- (三) 清助、死せし時、親族は、如何に評議せしぞ。
- (四) エィは、親族に對して、如何なる答を爲したりや。
- (五) 清助の負債若干ありたるが、又エィは如何ある方法を以ちて之を償

ひしや。

(六) エイハ唯清助の負債を償還せしのみなるか。

(應用問詞)

(一) 貧窮の家を興隆せんは如何して可なりや。

(二) 家に負債を生ずるは、何ぞ困るか。

(三) 稼ぐに追ひつく貧乏なしとは如何なる意味か。

(四) 早起に三文の徳ありといへる諺の意は如何。

(五) 人のねる其のまに深く耕して、

多く作りて多く収めよ。

此の歌意を問ふ。

(書取題案)

(一) □□□□□ルハ□ノ□ユル□ナリ□□□□□ルハ□ノ□ヲル□ナリ

(作文題案)

(一) 夙起

(二) 精だせば凍る間もなし水車

(三) 新に一家を興しし朋友に將來の心得を諭す書牘

(四) 夫に訣れ一人にて家を經理せる婦女に贈るふみ

從順

(例話)

呂蒙正ハ支那宋の人あり、人の過を記すること
喜はず、初め參知政事と爲りて、朝堂に昇りし時、朝士あり
簾内より之を指して曰、此の子も亦參政と爲りしかと、蒙
正聞るざるまねして過ぎ行けり、同僚之を聞きて大に怒
り、其の姓名を詰らんとせしが、蒙正之を止めて曰、一たび
其の姓名を知らば終身忘るゝこと能はず、寧初めより知
らざるに如らず、且之を聞かざるも何の耻か之あらんと、
人々其の徳量を賞賛せり。

蒙正の聞か
ざるまねせ
しは如何な
る意ぞ

(格言) 雨に臥し、風にふびける、ふふ竹は、世々久しき、ためしからずや。(古歌)

(教授要旨)

- (一) 從順溫柔以ちて容るゝ所あるものゝ、漫りに人を怨まず、他と争ふことなし、故に人の憎怨を受けざるのみならず、廣く衆望を得べし、是人と交際して久しきを保つ所以の道なること。
- (二) 從順溫柔の人、固より怒る所なきにあらず、雖唯局促として人の一言半語を以ちて己の意、逆ふと爲し、忽口角沫を飛し、扼腕力を開すが如きことを爲さざるなり、人の交際上、此の徳量を尤必用と爲すべきこと。

(教授方法)

氣にいらぬ風もあらふに、柳かな。
あらそはぬ風、風に柳の絲にこそ。

堪忍袋ぬふべかりけれ。

之等の俗解より、從順なるべきことを説きて、本課に移るべし。

(問詞)

- (一) 呂蒙正の性質の如何。
- (二) 蒙正を譏りし言を問ふ。
- (三) 蒙正は己を譏れる言を聞きて、如何せしか。
- (四) 蒙正の同僚の其の姓名を、詰らんとせし時、如何なる言を以ちて之を止めしや。

(應用問詞)

- (一) 人の如何なる事よても、怒らざるを可とするか。
- (二) 溫柔と卑怯との別の如何。

(書取題案)

- (一) □□ニ□シ□ニナビケルナヨ□ハ
□□ニ□シキタメシナラズヤ

(作文題案)

- (一) 溫柔
- (二) 短慮なる友人を誠諭する書牘

克己

天皇の誰を
召して經を
講せしめし
や

(例話) 後光明天皇は、英明多識ましまして、程朱の學を修め、常に處士朝山素心を召して、經を講せしめ、又善く文を屬し給ひ、嘗て御序を製して、藤原肅の文集に冠せしめ給へり、常に宣はく、中世以來伊勢物語、源氏物語等、淫靡の書を重じて徒に詠歌に耽る、是皇道の陵遲する所以なりと、天皇御性質、雷を畏れ給ひしが、一日謝良佐の、性偏まして克ち難き所より克ち將ち去るべし、と云ふ語を讀み給ひ、因りて克己の道は、此に在りと思ひ給ひて、迅雷の日に當

り、御坐を毀端に設けさせ、靜に坐し給ひしが、是より復、雷を畏れさせ給ひざりけり。

(格言) 人能く己に克てば、心廣く體胖にして、仰ふぎて愧ぢず、俯して忤ぢず、其の樂知るべし。(近思錄)

(教授要旨)

- (一) 人の天稟、原清淨无垢なれども、年漸長するに隨ひ、物欲之を蔽ひ、本性を昏すに至る故に、務めて此の物欲を去らざるべからざること。
- (二) 物欲去らざる時、放僻邪侈至らざる所を、故に此の私欲を克ち、而して本心の天徳を全くし、以ちて日に善に進まざるべからざること。
- (三) 私欲を克ち去り、本心の天徳全きを得ば、則ち動容周旋禮に中り、一言一行、光明正大にして、人の知るを畏れず、所謂俯仰天地に愧ぢざるに至るべきこと。

(教授方法)

題目の解説より、漸次例話に移り、格言に歸納すべし。

(問詞)

- (一) 後光明天皇ハ、如何なる御方に、ましましてしか。
- (二) 天皇ハ、如何なる事ニ因りて、雷を畏れさせ給はざるに至りしや。

(應用問詞)

- (一) 天稟の本性を、全くせんと欲せば、如何して可なりや。
- (二) 汝等家の内にて、暗き所に行くを、好まざるべし、之を矯めんとせば、如何にすべきや。

(書取題案)

○ 心廣○體胖○○○□フギテ愧○○俯○○作○

(作文題案)

- (一) 克己
- (二) 私慾を恣にする人を戒むる書牘

禮敬

徳川光圀公
は何れの城
主なりや

光圀卿の之
を拒まざる
意か如何な

(例話)

徳川光圀ハ常陸の國水戸の城主あり、生れて岐嶷、風神俊邁、長じて學を好み、博く群書を閲覽し、善く文章を屬す、是の時ハ方りて、支那明朝の遺臣朱舜水、清の粟を食ふを耻ぢ、日本の援を乞ひて、明室を恢復せんと欲し、屢我が長崎に渡航す、光圀、其の賢を聞き、聘して賓師と爲し、自弟子の禮を執る、舜水時々光圀を諫む、其の言剴切にして、或我が國俗に合はざることあるも、光圀毫も之を拒みることなく、毎ハ顔色を和けて聽納せり、舜水卒するに及び、瑞龍山ニ葬り、其の碑を建て、親題して、「明徴先生朱子墓」と曰ひ、又其の祠堂を江戸駒籠の別荘ニ造り、毎歲忌日に親

蒞みて祭奠じ、其の遺文三十卷を蒐め、「門人源光圀輯」と記せり。

〔格言〕 君子敬して失ふく、人と恭して禮あらば、四海の内皆兄弟あり。（論語）

（教授要旨）

- （一）人の人たる所以のもの、禮なり故、人禮あれば安く、禮なければ危し、人と交るには恭敬禮節を以ちてすべきこと。
- （二）人と交りて恭敬あれば、紛乱争鬭等の事なく、以ちて久しく人と交りを結ぶべきこと。
- （三）人に接して禮あれば、長く交を結ぶべきのみならず、人之を敬愛して信從すべし、故に人の進退動止、須臾も禮讓を離るべからざること。

（教授方法）

敬の重すべきことより、格言に移り、演繹的に教授をべし。

（問詞）

- （一）光圀卿の舜水を待遇せられし、如何なりしか。
- （二）舜水、卒するに及び、光圀卿、如何せられしや。

（應用問詞）

- （一）人の我に無禮を加ふる、何に因るか。
- （二）人と争ふこと、なくして、久しく相交らんと欲せば、如何とべきか。

（書取題案）

- （一）□□□シテ□ナク□ト□シテ□□アラハ□□□□□ナリ

（作文題案）

- （一）禮敬
- （二）師弟の間の禮
- （三）親子の間の禮
- （四）兄弟姉妹の間の禮
- （五）友人間の禮

(五) 取次の仕方

容 諫

(例話) 徳川家康、參河の國岡崎の城に在りし時、禁を犯して城濠の魚を網じ、又園囿の鳥を羅せしものあり、家康、將に此の二人を刑せんとす、旗下の士鈴木久三郎なるもの之を諫めんと欲し、故に庭池の鯉魚を捕へ、而して織田信長より贈りし所の美酒を飲みて之を食へり、此の鯉魚は長さ三尺餘なるもの三尾、常に庭池に放ち、信長より贈りし美酒と共に、不時の貴賓に供せんと欲せしものなり、家康一日池に臨み之を視るに、其の一あらざるを以ちて之を侍臣に問へば、久三郎の酒と共に飲食せしを以ちて

家康は此の言を聞きしと思ふか

久三郎は是の時如何にせしや

家康の處置は如何

對へたり、家康大に怒りて曰、我と雖之を珍愛して、飲食せざりしは、圖らざりき、彼之を喫せんとし、若彼が如きもの存せしめば、向來將士皆上を慢するに至らん、速に之を殺さざるべからずと、乃久三郎を召し、而して自薙刀を提げ椽端に待てり、久三郎命を聞き直に馳せ至り、殆家康に近かんとせしを、家康大聲之を叱り將に之を斬らんとす、久三郎之を見、目を瞋らし罵りて曰、咄何にぞ主公の狂愚なる魚鳥の故を以ちて人を殺さんとす、如何にぞ能く天下を圖らんと、家康之を聞き忽然悟る所あり、薙刀を抛ちて内に入り、熟思ふに久三郎の鯉魚を食ひしは、蓋し昔檻禁せし二人の事を諫めんと欲し、故に爲しとなるべし、決して我を慢侮せしにあらざるありと、乃前の二人を赦し又

(五) 取次の仕方

容 諫

(例話) 徳川家康、參河の國、岡崎の城に在りし時、禁を犯して城濠の魚を網じ、又園囿の鳥を羅せしものあり、家康、將に此の二人を刑せんとす、旗下の士、鈴木久三郎なるもの之を諫めんと欲し、故に庭池の鯉魚を捕へ、而して織田信長より贈りし所の美酒を飲みて之を食へり、此の鯉魚は長さ三尺餘なるもの三尾、常に庭池に放ち、信長より贈りし美酒と共に、不時の貴賓に供せんと欲せしものなり、家康一日池に臨み之を視るに、其の一あらざるを以ちて之を侍臣に問へば、久三郎の酒と共に飲食せしを以ちて

家康の此の言を聞きて如何せられしと思ふか

久三郎は是の時如何せしや

家康の處置は如何

對へたり、家康大に怒りて曰、我と雖之を珍愛して、飲食せざりしは、圖らざりき彼之を喫せんとし、若彼が如きもの存せしめば、向來將士、皆上を慢するに至らん、速に之を殺さざるべからずと、乃久三郎を召し、而して自薙刀を提げ椽端に待てり、久三郎命を聞き直に馳せ至り、殆家康に近かんとせしを、家康大聲之を叱り將に之を斬らんとす、久三郎之を見、目を瞋らし罵りて曰、咄何にぞ主公の狂愚なる魚鳥の故を以ちて人を殺さんとす、如何にぞ能く天下を圖らんと、家康之を聞き忽然悟る所あり、薙刀を抛ちて内に入り、熟思ふに久三郎の鯉魚を食ひしは、蓋疇昔檻禁せし二人の事を諫めんと欲し、故に爲しとなるべし、決して我を慢侮せしにあらざるかりと、乃前の二人を赦し又

直言の功
何故一番槍
に勝れるか

久三郎の忠心を感賞せり、後家康、井上正就なるものに語りて曰、直言諫争の功、戦陣の一番槍に勝れりと。

(格言) 能く人を容るるものは、是大器なり。(全交成)

(教授要旨)

- (一) 人誰か過なからん、過ちて之を改むるを善しと爲す、雖自以ちて是なりとして爲ししこと、過つも其の過ちたることを知らざる事多し、此の時に當り、人之を指摘忠告せば、當に悦びて之に従ひ、直に改むべきこと。
- (二) 人の過失を指摘忠告すること、動もすれば頼人の顔色を犯し、人の好意を害ふことあるを以ちて常人の爲す、憚る所あり、然るに之をも顧みずして直言する、其の言の中れると否とを問はず、其の人の好意實に感謝する、餘りあり、當に喜びて聴納すべきこと。
- (三) 人の直言の中ると否とを問はず、當も其の好意を感受すべし、況や退

きて沈思熟考して、我過てりと爲す時、速も其の言に従ひ直も改むべし、然れども是度量あるものにあらざれば、能はず、故に人の務めて寛裕容るゝの大徳を著へざるべからざること。

(教授方法)

前々學年より授け來りし、改過容諫の實例より、漸次本課の説明をなすべし。

(問 詞)

- (一) 徳川公の將、死刑に處せんとせられし二人のもの、如何なる罪を犯ししや。
- (二) 鈴木久三郎、徳川公を諫めんと欲して、何如なる事を爲さしか。
- (三) 鯉魚と美酒と、如何なる爲に、時へありしか。
- (四) 徳川公、久三郎の飲食せしを聞きて、如何せられたるか。
- (五) 久三郎、如何なる言を以ちて、徳川公を置りしや。
- (六) 徳川公、久三郎の言を聞きて、如何せられしぞ。

(應用問詞)

- (一) 人我を諫め、而して其の言、中らざる時、如何すべきか。
- (二) 良藥は口に苦く、諫言耳に逆ふ、とは如何なる意か。

(作文題案)

- (一) 品行上、よつき忠告せられしを謝する文

報恩

(例話)

吉浦爲助は安藝の國廣嶋袋町の人なり、性質柔和にして言語少く心操正しかりしが、幼き時、母を喪ひ父は養はれけり、十一歳の時、本町三丁目の鍛冶職細野和兵衛に師とし事へ、其の伎を習ひしに、和兵衛いつより年老いて職業の事、皆爲助に任せしかば、爲助は實意を盡して、師家の職業を守りたり、然るに爲助二十六歳の時、和兵衛

爲助の細野和兵衛の所に行きしは、何歳の時か

爲助は親族の言、此の家から居せしにか

病死し、妻タミ、子女六人ありて、皆幼けきは家業を營むこと能はず、家道日衰へけるを、爲助大に之を憂ひて晝夜師家の爲に働き、和兵衛の長子和三郎を立て、自其の後見を爲し、之に鍛冶の業を傳習せしかば、和兵衛の親族も皆爲助の厚誼に感じ、塩屋町に小屋を購ひ、爲助を居き以ちて積年の勞苦を慰めんとせしかども、爲助は今暫和三郎の成立を見されば、身を安すべからずと、唯名籍を塩屋町の家置き、而して一日も之に居らず、和三郎の宅に來り、職業の餘暇に、タミの老いて病めるを、懇に看侍し、又和三郎の姉、嘗別居せしに、病に罹りて幼兒二人を携へ、和三郎の家に歸りしをも、善く之を周旋し、和三郎と親睦せしめ、総べて爲助が師家の爲に、心を竭し、力を盡ししこと、

爲助の何故に斯く和兵衛の家を盡ししや

言語に盡し難むとぞ。

(格言)

恩を受けて之は報いざるは、恰人を欺きて財貨を借り、家貲を分散したるもの、如し。

(羅馬子カ氏)

(教授要旨)

(一) 人に我に恩恵を施せば、我も亦之に報いざるべからず、恩を報ゆるの一事の人道の最要あるものにして、忠孝も亦是恩を報ゆるの道たること。

(二) 恩を知りて之に報ずること、人生當然の義務なり、然るに恬然顧みざるが如きは、是義なく耻なきの人にして、禽獸蟲魚と異らざることを。
(三) 故に人たるもの、君父師の三大恩に固より、一介物、一微事と雖他人より受くる所あれば、必之に報ゆる所を、圖らざるべからざること。

(教授方法)

伯牛の敬師大浦熊吉の報恩、僧卓榮の敬師等の大畧より、本課の例話に

説き及ばし、師恩の至厚至重ある之に報ゆべきことの觀念を惹起し、併せて師の輕侮すべからざることを、諄々誨諭すべし。

(問詞)

(一) 吉村爲助の、其の師、細野和兵衛の死後、如何せしや。

(二) 細野の親族、爲助の家を興へし時、爲助は如何にせしか。

(三) 爲助が、細野の爲に盡力せし、唯和三郎母子を保護せしのみか。

(應用問詞)

(一) 師に、如何ある恩ありや。

(二) 師恩は鴻大なり、之を報ゆるよは、如何して可ありや。

(作文題案)

(一) 師恩

信義

(例話)

杉本庄左衛門の、徳川幕府の旗下の士なり、性質極

汝等、庄左衛門の心中を尉度せよ

めて正直にして、人より書籍等を借ることあれば、悉之を帳簿に記して、其の家人より示せり、或る人其の甚煩しきを笑ひしかば、庄左衛門答へて曰、否、人生は朝露の如し、我固より返さざる意なしと雖、若我俄に死したらんば、家人借りし物を分辨すること能はず、恐らくは朋友及其の他の人々に、信義を缺くことあらんことを、故に我其の煩を辞せざるなりと。

(格言) 金錢は、人の品行に關す、金錢のことは、決して輕率にするこゝ勿れ。(リットン氏)

(教授要旨)

(一) 人より金銀財物を借りたる時の、必之を返すべし、金錢の貸借の實に尤鄭重なるを要すべきこと。

(二) 物品を借りたる時も、亦之に同じ、若借りて返さざれば、其の罪、人を欺きて、之を取りたるど一般なること。

(三) 人より金錢を借りて、其の約定の期限に至り、之を返すこと能はざれば、債主に延期を乞ひ、而して諸費を節約し、返還の工夫を爲すべきこと。

(四) 物品を借りたる時の、謹みて之を使用し、若過ちて破損、若くは黥汚することあらば、當に之を補償して返還すべきこと。

(教授方法)

貸借は、猥りになすべからざることで、より已むを得ざる場合に於きて、半紙、或書用紙、或筆記帳の類を、一時他生より借るも、必厚く禮を述べて返却すべきことを、例話と格言とに照し、信義の重すべきを、知了せしむべし。

(問詞)

(一) 杉本庄左衛門の、人より書籍等を借りし時には、如何せしや。

- (二) 或る人、何故に庄左衛門を笑ひしか。
- (三) 庄左衛門の或る人に、答へし言ひ、如何。

(應用問詞)

- (一) 人より金銀物品を借りたる時、如何すべきか。
- (二) 其の期に至り、返すこと能はざる時、如何するぞ。
- (三) 學校にて止むを得ず、先生の許可を得て、他生より半紙三葉を借り、其の日の清書を済せ、翌日返すべき約ありしに、其の日風邪にて昇校すること能はざりせば、如何して可なりや。
- (四) 借る時の地藏顔、済す時の閻魔顔、といへる俚諺あり、如何なることを云ひしものを。

(書取題案)

- (一) □□ハ□ノ□□ニ□ス金銀〇〇〇〇□シテ□□ニスルコト□レ

(作文題案)

- (一) 信義

- (二) 人に借せらるゝには如何にすべき
- (三) 借用の書籍を返却する書牘
- (四) 借用のコンパスを今日日間返却延期を頼む書牘

尊王

(例話) 阿蘇惟澄ハ、肥後の國の人にして、家世々阿蘇神社の祭祀を掌る、後醍醐天皇建武三年二月二兄惟道、惟成、足利尊氏と多々良濱に戦ひて死す、惟澄、二兄の尸を奉じて、矢部城に歸る、鞍岡の戦に、惟澄創を被り、筑前の有智山、肥後の唐阿の戦に、皆力を竭して、遂に南郷城を拔く、延元二年、惟澄僅に五十餘人を率ゐて、砥用、小池、甲佐、堅志田を陥れ、豊田莊に入りて土寇を卻く、是の歲四月、一邑少輔入道と大塚原に戦ひて、一邑右馬助入道等を獲たり、六月、矢部

山を攻めて越前守頼顯の兵を逐ひ、數百人を獲て南郷城に入り、坂梨太郎入道宗嘉及其の子雅長等を獲たり、七月津守城を抜き、三創を被る、三年十月、少貳頼尙、兵士數千を率ゐて甲佐城を攻む、惟澄僅に三十餘騎を率ゐて城外に戦ひ、又南郷城を陥れて數人を生獲す、興國元年冬、市下八郎入道道惠等反して南郷城に據る、惟澄赴きて之を攻め、遂に其の城を抜き、道惠等六十四人を獲たり、五年、惟時の反を討ちて、矢部城を取り、五月、田日向城を取る、惟澄軍に従ひて大小百餘戰、斬獲數千人の多きに至り、身七創を被るも尙屈せず、以ちて忠を南朝に竭せり。

(格言) 君臣の二分を明よし、天下の大義を識り、死を守りて變ぜざれば、斯之を義と云ふべし。(宋) 蘇

(教授要旨)

- (一) 臣民たるもの主君に事へての尊敬の至誠を盡し、艱難窮苦に逢遇するも誓ひて貳心なく忠節を致すべきこと。
- (二) 我が國の殊に世界無比の尊榮ある皇室にましまして、我々臣民の夙夜寤寐の間にも皇室の泰運を扶翼し奉ることを忘るべからざること。

(教授方法)

名和長年の尊王和氣清麻呂の尊王、高山彦九郎の尊王、藤田虎之助の尊王、青森縣老農の尊王の大意を生徒をして語らしめ、然る後本課に比較聯絡して、君臣の大義名分を説明し、尊王の志念を愈確固ならしむべし。

(問詞)

- (一) 阿蘇惟澄の如何なる事を爲しし人なりや。
- (二) 惟澄の如何に忠を皇室に盡ししか。

(應用問詞)

- (一) 我が皇室の世界無比なる所以に、何くに在りや。
- (二) 我々臣民に、此の皇室に對し奉るの覺悟に、如何。

(書取題案)

(一) □□ノ□□ナ□ニシ□□ノ□□ナ□リ□ナ□リテ□セザレバ□□
 ナ□ト云フベシ

(作文題案)

- (一) 皇室を尊崇すべし
- (二) 敬官の義務
- (三) 兵役の義務
- (四) 遵法の義務

仁 慈

(例話)

廣蟲の、和氣清麻呂の姉なり、天性溫厚にして節操

廣蟲の帝に
勸めて死を
減せしめし
に如何なる
意ぞ

廣蟲の何地
に配流せら
れしや

ありとて、孝謙天皇、深く之を信愛し給ひ、正六位を授け給へり、天皇落髪し給ふに及び、廣蟲も亦髪を削りて、法弟子となり、法均尼と名く、藤原仲麿に誅に伏する時、連及して斬らざるもの數百人あり、法均尼、帝を諫めて各死一等を減せしむ、後、飢疫ありて民間の子を生むもの、養育すること能はず、往々之を棄てしかば、法均尼之を憐み、人を遣りて收養すること凡八十三名、皆養子と稱し、厚く撫育せり、清麿道鏡に忤ひて、大隅の國に流竄せらるゝに及び、連坐して備後、配流せられしが、孝仁天皇、御位に即き給ふに及び、召して正四位、典侍に進め給ひたり。

(格言) 鰥寡孤獨の四のもの、窮して告ぐるふこなき人なり、尋常飢寒のものに比すれば、更に矜

むべし。(習是稿)

(教授要旨)

- (一) 仁愛慈善の行の道義心の最表彰せるものとして人の美德なり、人苟此の徳なければ、理に背き道に違ひ、虎狼と齊しきこと。
- (二) 人の疾病を憫み、危難を救ひ、災害を免れしむる等は仁慈の行あり、而して鰥寡孤獨の如きもの尤他人の扶助救援するにあらざれば、自活すること能はず、これ殊に力を致して之を哀憐救助すべきこと。

(教授方法)

仁慈に併せ、説くに恕思ひやりの意味を以ちてすべし、即思ひやれつかふも人の思ひ子を、わが思ひ子に思ひくらべて、我が子なら、供には連れど、夜の雪。

(問詞)

- (一) 廣蟲は如何なる人ぞ。
- (二) 藤原仲磨の乱に廣蟲は如何なる事を爲さしか。
- (三) 疫病と飢饉ありし年に廣蟲は如何なる仁慈を行ひたりや。
- (四) 廣蟲の遂に如何なりしや。

(應用問詞)

- (一) 慈仁は美德善行なれども、自己の損失にはあらずるか、如何。
- (二) 廣蟲は何故に、其の親の饑餓せるものを救はずして、其の棄兒を助けしか。

(書取題案)

- (一) クワシ クワ コドク ノ ヨツ ノモノ ハ キウシ テ
- ツグル ナキ ノ ヒト ナリ シンジャウ キカン ノ モノ
- ニ ヒスレ バ サラ ニ アハレム ベシ

(作文題案)

- (一) 我が身つめりて人の痛さを知れ

- (二) 慈惠病院の設立を祝す
- (三) 育兒院開院式の祝辭
- (四) 貧民救助の爲義捐金を募集せる廻狀

愛國

愛知岐阜の
大地震は何
年何月何日
か

(例話) 明治二十四年十一月一日、名古屋第三師團に於き
て秋季演習を行へんとして、是よりさき令を發し、同團管
下の豫備兵を召集せり、然るに十月二十八日、愛知、岐阜の
兩縣下、地大に震ひ、山崩れ、川壅り、家倒れ、火起り、地裂け、人
死し、其の慘狀實に言ふべからず、而して岐阜尤甚しと爲
す、是より於きて、司令部又令を發して、岐阜縣下豫備兵の召
集を取消したり、然きとも震災中混雜の故を以ちて、其の
令書到達せざりし爲、兵士百數十名の如く名古屋より

子等此の兵
士の來集せ
しに就き如
何に感ずる
ぞ

聖上の御喜
み之を御喜
ぶべしや

集りたり、師團長桂次郎親しく之に接して、岐阜地方の實
況を問ひし、兵士等皆父母兄弟の或壓死し、或負傷せる
ことを以ちて答へしかば、師團長以下の武官一同、異口
同音し、其の看護中なるもの之を捨て置き、熱心に國家を重
するの精神より、命令を遵奉して召し應じたるは、實に兵
士の龜鑑たるべきことを賞美し、師團長の旅費を給與し
厚く之を慰勞して歸郷せしめたるは、兵士等、其の金を
以ちて米麥等日用の物品を購ひて歸りしと云ふ、會陸軍
省經理局第三課長片山成行、震災の實況を調査する爲、名
古屋より出張せしが、此の話を聞きて歸京の上、陸軍大臣に
具申し、又人に語りて曰、聖上之を聞て召し給へど、如何
に御喜悅あらせざるゝならんと。

(格言) 善を行ひ、職分を盡し、國の爲に死を致すハ、光榮ある性質なり、君ヲ奉じては、身を忘れ、國に殉じてハ、家を忘る。(スマイルス氏)

(教授要旨)

- (一) 人民ハ、其の國の保護を受けて、以ちて安全に生活することを得るものなれば、宜しく國法を尊び、政府を敬し、而して各其の職分を盡し、國民たるの義務を全くすべきこと。
- (二) 人民たるもの既に國恩に報ずるの志あれば、自己の身体は言ふに及ばず、一家をも放擲して、君の爲國の爲、以ちて其の盡すべきの義務を果し、決して他念あるべからざること。

(教授方法)

愛國心ハ、貴賤貧富の別なく、全國一般、臣民たるものの義務あれども、身軍職にあるものは、殊更に銘肝せざるべからざること、參照に掲ぐる、徵

兵の詔書、及、軍人への五箇條の敕諭ヲ基き、愛國の精神を確乎養成とべし。

(問詞)

- (一) 名古屋鎮臺ハ、豫備兵員を召集しながら、何故に岐阜縣下に限り之を取消したりや。
- (二) 岐阜縣下の豫備兵ハ、果して名古屋に集らざりしか。
- (三) 此の兵士の故郷ハ、如何なる景狀にてありしや。
- (四) 師團長ハ、此の兵士に對して如何せしか。
- (五) 片山成行氏ハ、此の話を聞きて如何に言はれしぞ。

(應用問詞)

- (一) 人民ハ、何故に國家に、殉せざるべからざるの義務あるか。
- (二) 岐阜縣下豫備兵員ハ、何故に父母兄弟の殺傷せるをも顧みずして、出で來りしや。

(參照詔勅)

○ 徵兵の詔書

壬申十一月廿八日徵兵令を發し全國の成丁より之を募る其の詔書に曰朕惟るに古昔郡縣の制全國の丁壯を募り軍團を設け以て國家を保護す固より兵農の分なし中世以降兵權武門に歸し兵農始て分れ遂に封建の治を成と戊辰の一新は實に千有餘年來の一大變革あり此際に當り海陸兵制も亦時と從ひ宜を制せざるべからず今本邦古昔の制に基き海外各國の式を斟酌し全國募兵の法を設け國家保護の基を立んと欲す汝百官有司厚く朕か意を體し普く之を全國に告諭せよ

告諭

我

朝上古の制海内舉て兵ならざるはなし有事の日天子之か元帥となり丁壯兵役に堪ふる者を募り以て不服を征む役を解き家に歸れば農たり工なり又商賈たり固より後世の双刀を帯び武士と稱し抗顔坐食し甚しきに至ては人を殺し官其罪を問はざる者の如きに非

を抑

神武天皇珍彥を以て葛城の國造となせしより爾後軍團を設け衛士防人の制を定め神龜天平の際に至り六府二鎮の設け始て備る保元平治以後朝綱頽馳兵權終に武門の手に墜ち國は封建の勢を爲し人は兵農の別を爲す降て後世に至り名分全く泯沒し其弊勝て數ふ可からず然るに大政維新列藩版圖を奉還し辛未の歲に及び遠く郡縣の古より復と世襲座食の士は其祿を減し刀劔を脱するを許し四民漸く自由の權を得せしめんとす是れ上下を平均し人權を齊一にする道にして則ち兵農を合一にする基あり是に於て士は従前の士に非す民は従前の民に非す均しく皇國一般の民にして國に報するの道も固より其の別なかるべし凡そ天地の間一事一物として税あらざるべし以て國用に充つ然らば則ち人たるもの固より心力を盡し國に報せざるべからず西人之を稱して血税と云ふ其生血を以て國に報するの謂なり且つ國家は災害あれど人々其災害の一分を受さ

るを得ず是故に人々心力を盡し國家の災害を防ぐに則ち自己の災害を防ぐの基たるを知るへし苟も國あれば則ち兵備あり兵備あれば則ち人々其役に就かざるを得ず是に由て之を觀れば民兵の法たる固より天然の理にして偶然作意の法に非ず然り而して其制の如き古今を斟酌し時と宜を制せざるへからず西洋諸國數百年來研究實踐以て兵制を定む故を以て其法極めて精密なり然れども政體地理の異なる悉く之れを用ふ可からず故に今長する所を取り古昔の軍制を補ひ海陸二軍を備へ全國四民男兒二十歳に至る者の盡く兵籍に編入し以て緩急の用に備ふへし郷長里正厚く此御趣意を奉し徵兵令に依り民庶を説諭し國家保護の大本を知らしむべきもの也

○軍人へ五箇條の敕諭

十五年一月四日軍人に忠節禮儀武勇信義質素の五箇條を訓諭す其敕書左の如し

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所とある昔神武天皇躬から大伴物部の兵どもを率ゐ中國のまつろひぬものどもを討ち平け給ひ高御座に即かせられて天下しろしめし給ひしより二千五百有餘年を経ぬ此間世の様の移り換るに隨ひて兵制の沿革も亦屢なりき古に天皇躬つから軍隊を率ゐ給ふ御制にて時ありては皇后皇太子の代らせ給ふともありつれど大凡兵權を臣下に委ね給ふことなかりき中世に至りて文武の制度皆唐國風に倣はせ給ひ六衛府を置き左右馬寮を建て防人など設けられしかば兵制は整ひたれども打續ける昇平に徂れて朝廷の政務も漸文弱に流れければ兵農かのつから二に分れ古の徵兵のいづとなく壯兵の姿も變り遂に武士となり兵馬の權は一向に其武士どもの棟梁たる者に歸し世の乱と共に政治の大權も亦其手に落ち凡七百年の間武家の政治とはなりぬ世の様の移り換りて斯られるに人力もて挽回をへきにあらすといひなから且に我國體に戻り且に我祖宗の御制に背き奉り淺聞しき

次第なりき降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府政衰へ剩外國の事ども起りて其侮をも受けぬへき勢も迫りけれぬ朕が
皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく宸襟を惱まし給ひしこそ忝くも
又惶けれ然るも朕幼くして天津日嗣を受けし初征夷大將軍其政權
を返上し大名小名其版籍を奉還し年を経すして海内一統の世とな
り古の制度に復しぬ是文武の忠臣良弼ありて朕を輔翼せる功績な
り歴世祖宗の專蒼生を憐み給ひし御遺澤ありといへども併我臣民
の其心に順逆の理を辨へ大義の重きを知れるか故にこそあれされ
ぬ此時に於て兵制を更め我國の光を輝さんと思ひ此十五年か程に
陸海軍の制を今の様も建定めぬ夫兵馬の大權は朕が統ふる所な
れぬ其司々をこそ臣下より任そなれ其大綱は朕親之を攬り肯て臣
下に委ぬへきものゝあらす子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ天
子の文武の大權を掌握するの義を存して再中世以降の如き失體が
からんことを望むなり朕は汝等軍人の大元帥なるをされぬ朕は汝

等を股肱と頼み汝等も朕を頭首と仰きてそ其親に特に深かるへき
朕が國家を保護して上天の恵に應し
祖宗の恩も報いまいらする事を得るも得ざるも汝等軍人か其職を
盡すと盡さざるに由るをかし我國の稜威振ふることあらぬ汝
等能く朕と其愛を共みせよ我武維揚りて其榮を輝さん朕汝等と其
譽を偕にすへし汝等皆其職を守り朕と一心になりて力を國家の保
護に盡さん我國の蒼生も永く太平の福を受け我國の威烈も大に世
界の光華どもありぬへし朕斯も深く汝等軍人も望むなれぬ猶訓諭
すへき事こそあれいてや之を左に述べむ
一軍人の忠節を盡すを本分とすへし凡生を我國も慕くるもの誰か
國に報ゆるの心なかるへき況して軍人たらん者も此心の固からて
ぬ物の用に立ち得へしと思はれず軍人にして報國の心堅固なら
ざるも如何程技藝に熟し學術に長するも猶偶人にひとしかるへし
其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節を存せざる軍隊の事に臨みて烏

合の衆に同かるへし抑國家を保護し國權を維持するの兵力に在れ
の兵力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ世論に惑はれ政治は
拘らるを只々一途に己か自分の忠節を守り義の山岳よりも重く死の
鴻毛よりも輕しと覺悟せよ其操を破りて不覺を取り汚名を受くる
なかれ

一軍人の禮儀を正くせし凡軍人に上元帥より下一卒に至るまで
其間に官職の階級ありて統属するのみならず同列同級とて停年
に薪舊あれは新任の者の舊任のものに服従すべきものを下級のもの
の上官の命を承ること實に直に朕か命を承る義なりと心得よ己
か隸属する所はあらずとも上級の者の勿論停年の己より舊きもの
に對しては總へて敬禮を盡すべし又上級の者の下級のものに向ひ
聊も輕侮驕傲の振舞あるべからず公務の爲に威嚴を主とする時の
格別あれども其外は務めて態に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一
致して王事に勤勞せよ若軍人たるものにして禮儀を紊り上を敬ん

を下を惠ますして一致の和諧を失ひたらんに當り軍隊の毒害た
るのみか國家の爲もゆるし難き罪人なるべし

一軍人の武勇を尙ふべし夫武勇は我國にては古よりいと貴へる所
なれは我國の臣民たらんもの武勇なくしては叶ふまじ況して軍人の
戰に臨み敵に當るの職なれば片時も武勇を忘れてよかるべきかさ
はあれ武勇に大勇あり小勇ありて同からず血氣にやう粗暴の
振舞などせん武勇といひ難し軍人たらむもの常は能く義理
を辨へ能く膽力を練り思慮を殫して事を謀るべし小敵たりとも侮
らざる大敵たりとも懼れず已か武職を盡さむこそ誠の大勇にあら
されは武勇を尙ふもの常々人々接るに温和を第一とし諸人の
愛敬を得んと心掛けよ由なき勇を好みて猛威を振ひたらば果に世
人も忌嫌ひて豺狼などの如く思ひなし心すべきことにこそ
一軍人の信義を重んずべし凡信義を守ること常の道にあらざれば
て軍人の信義なくして一日も隊伍の中に交りてあらざること難かる

へし信といふ言を踐行ひ義といふ言を盡せといふなりされ
信義を盡さむと思はし始より其事の成し得へきか得へからざるか
を審に思考をへし臚氣なる事を假り初に詰ひてよしなき關係を結
ひ后に至りて信義を立てんとすれば進退谷りて身の措き所も苦む
とあり悔ゆとも其詮をし始ふ能く事の順逆を辨へ是非を考へ其言
の所詮踐むへからずと知り其義のどても守るへからずと悟りな
速に止るこそよけれ古より或は小節の信義を立てんとて大綱の順
逆を誤り或は公道の理非に踏迷ひて私情の信義を守りあたら英雄
豪傑もか禍に遭ひ身を滅し屍の上の汚名を後世まで遺せること
其例甚からぬものを深く警めてやあるべき

一軍人の質素を旨とすへし凡質素を旨とせされは文弱に流れ輕薄に
趨り驕奢華麗の風を好み遂に貪汚に陥りて志も無下に賤くなり
節操も武勇も其の甲斐なく世人に爪のしきせらるゝ迄に至りぬへ
し其身生涯の不幸なりといふも中々愚なり此風一たび軍人の間に

起りては彼の傳染病の如く蔓延し士風も兵氣も頓に衰へぬへきこ
と明なり朕深く之を懼れて曩に免黜條例を施行し略此事を誡め置
きつれど猶も其惡習の出んことを憂ひて心安からぬ故に又之を
訓ふるをかし汝等軍人ゆめ此訓誡を等閑にな思ひそ

右の五ヶ條の軍人たらんもの暫も忽にすへからずさて之を行はんに
一の誠心こそ大切なれ抑此五ヶ條の我軍人の精神にして一の誠心
の又五ヶ條の精神あり心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆う
への裝飾にて何の用にかの立つへき心たに誠あれ何事も成るもの
をかし況してや此五ヶ條の天地の公道人倫の常經なり行ひ易く守り
易し汝等軍人能く朕か訓に遵ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を
盡さ日本國の蒼生擧りて之を悦びなん朕一人の憚のみならんや

果斷

(例話)

本多重次は作左衛門と稱す、徳川家康に仕へ擢で

本多重次の
資性如何

重次の何故
に其の釜を
破碎せしと
思ふか

られて奉行職と爲まり、資性質朴毅訥として廉直仁愛なり、面貌魁偉、最果斷に富む、時人の語に、佛高力、鬼作左、さちへん、さちの天野三郎兵と云へり、是當時の奉行にて尤有名ある高力清長、天野康景、及重次を稱するの辞なり、法令を國郡に布く、或服せずして禁戒を犯すものあり、重次曰、黎民は文盲なり、眞字を解すること能はず、宜しく教誡して誘導すべきなりと、乃書するに、いろは假名を以ちてし、某の事、某の事、若犯すものあらば作左之を呵すと、是に於きて一州忽平穩に屬す、菅家康、遠江の國、濱松の城に在り、駿府より凱旋の日、阿部川礪一人を責る釜あるを見て、吏に命じ、之を濱松に輸送せよと、重次之に途に遇ひ、其の人を責るの釜あるとを聞き、直に命じて之を破碎せしめ、

告げて曰、吾が爲に主公に言へ、大志あるものは人を烹るの酷刑を用ふべからず、作左是を以ちて之を破壊せりと、家康之を聞き、重次を召して其の過を謝したりと云ふ。

(格言) 人生の高尙なる快樂は、其の心公正明白にして、敏快に功程を、做すの中に在り。(スマイルズ氏)

(教授要旨)

- (一) 人の事理を観ること、明敏なるを要す、然れども果斷以ちて之を爲さざれば、其の事成らず、遂に後難を残すに至るべきこと。
- (二) 事理を観る明敏に、心意の處する所、公明、而して之を済すに果斷を以ちてせば、天下後處し難きものなし、故に人の須らく勇猛敢爲の氣象を養成すべきこと。

(教授方法)

歸納的に教授すべし。

(問詞)

- (一) 本多重次の如何なる性質の人なりしや。
- (二) 時人の重次等の三奉行を評するに如何なる語を以ちてせしか。
- (三) 法令を郡國に布きし時、重次の如何にして之を奉せしめしぞ。
- (四) 家康公、人を烹る釜を輸送せしめられし時、重次の如何せしや。

(應用問詞)

- (一) 果斷あらざれば、如何なる害ありや。
 - (二) 果斷の善し、然れども大早計に失して、事を誤るとなきを得んや、如何。
- (書取題案)

(一) □□ノ□□ナル□□ハ□ノ□□□□□ニシテ□□ニ□□ナ傲○ノ
□ニアリ

謙 退

(例話) 朱熹は支那宋の人なり、幼にして穎悟、甫めて言ふ

熹の貧富如何

時、父松、天を指し示して曰、大地の上、蒼々たるものの皆天なりと、熹問ひて曰、天の上、何物なりや、松大に之を異とせり、年十四の時、慨然として道を章句の外より求むるの志を立て、偏く當世の有識者に交る、延平の鴻儒李洞に従ひて學び、大に窮理盡性の學を研窮せり、嘗て謂へらく、聖賢道統の傳、散じて方策にあれども、能く之を闡發し得るものあり、故に聖賢の旨明ならずして道統の傳、始めて晦しと、是に於きて精力を盡し、銳意に聖賢の經訓を究めたり、熹家素より貧しく、諸生の遠きより來るものあれば、藜藿の羹、豆麥の飯、之と共に食ひ、往々人に稱貸して用を給するに至る、其の貧なること此くの如し、然れども毫も其の志を屈することなく、孜孜怠らざりしかば、遂に前人未發の

論を出し、後世まで大儒を以ちて稱せらるゝに至れり、年七十一にして歿せり、其の歿するの前三日、猶大學の誠意の章の注解を、改竄せよと云ふ。

(格言)

泰山高し、而して泰山の上、復天あり、滄海深し、而しての滄海の下、復地あり、之を推すは學問も亦然り、何にぞ自滿つべけんや。(暗室燈)

(教授要旨)

- (一) 我に才智藝能ありと雖決して人に劣るべからず、我の上には復我に倍遜するの人ありて學藝の窮極なきこと。
- (二) 些の才智藝能を負みて自足れりと爲し、以ちて人に劣るもの、必耻辱を受けて、遂に其の身の光榮を失ふに至るべきこと。
- (三) 謙讓の美德にして、驕傲の敗行なり、故に學藝のみならず、凡以ちて人に下らずと爲す事も皆尙進みて求め、決して自滿すべからず、されば

日に善に進み、而して人益之を尊敬すべきこと。

(教授方法)

學問技藝に論なく何事にてても、我は長せり、我の優れりと、自負自滿の志念を生ずる時、學藝のみならず何事にてても、其の進路を杜絶して決して上達すべきものゝあらざることを、教授せしめし。

(問詞)

- (一) 朱熹の父、熹に天を教へし時、熹は如何なる問を發せしか。
- (二) 熹は幾歳の時より學に志ざししかや、又其の學問の方、如何なりしか。
- (三) 遠方より諸生の訪ひ來りし時、熹は如何にして之を待遇せしぞ。
- (四) 熹は遂に如何なる人となりしか。
- (五) 熹の死する前、如何せしか。

(應用問詞)

- (一) 才學の人に勝るものゝ、常に如何に其の身を處すべきや。
- (二) 謙遜と卑屈との別、如何。

(作文題案)

(一) 自滿を戒む

(二) 何事よりも自卑し自拙しとして上達の道を計るべし

忍 耐

(例話)

三宅正名、石庵と號す、其の弟、九十郎、觀瀾と號す、京都の人なり、兄弟共に少くして學に耽り、家道を視ず、是を以ちて資産遂に蕩盡せり、乃家什を賣り以ちて舊債を償ひしに、餘す所僅に數金のみ、正名、九十郎に謂ひて曰、大丈夫當に名を天下に揚ぐべし、今貧極ると雖、短褐蔬食以ちて數年を支ゆべしと、切磋の志愈厚く、兄弟共に机案に對し、夜以ちて日に繼ぎ、矻々として怠らず、寢食を忘るゝに至る、幾もなくして窮又極る、是に於きて兄弟相携へて江

是に於きて兄弟如何に思ふや

九十郎は何に事へしや

戸に遊び、教授して給を取り、居ること數年にして、正名京都に歸り、大坂に來る、名聲翹然として起り、弟子雲集す、中井鶯菴等相謀り、官に請ひて學校を建て、懷德堂と名け、正名を推して祭酒の事を領せしむ、九十郎は水戸侯徳川光圀の召に應じて、國史編修總裁と爲り、後新井白石の薦めにより、幕府に仕ふ、兄弟共に儒名、朝野に噴々たりき。

(格言) 艱難の事は、人の爲に最善の教師なり。(ウィット氏)

(教授要旨)

(一) 人の如何に志を立つるも、忍耐の力強からざれば、一挫折に遇ひ、忽ち委頓して到底其の志を達すべからざること。

(二) 艱難辛苦を厭はず、挫折敗失に屈せず、飽くまで其の最初の目的に達せんことを圖る、是即忍耐なり、此の氣ありてこそ、凡百の事業始めて志の如く遂げ得べしとのこと。

(三)世間才智學識の足らざるにあらずして、面して一の事業をも成すこと能はず、數其の業を變更するものは、是即忍耐力の足らざるに因ること。

(教授方法)

飢を忍びて道を學び、寒を忍びて君に仕へつゝ、家を起し身を立つる謀をとべきなれば、何事につけても、かたがた物に堪へ忍ぶべきなり、大かたこの事をたもてるを、五の徳ある人といふ、五戒十善など名けて、萬の罪を失ふ法とせり。

(問詞)

(一)石巷先生の家什を賣り、僅に數金を餘せし時、觀淵先生に如何あることを言はれたるか。

(二)先生兄弟は、如何に勉強せられしや。

(三)兄弟は、遂に如何になられたるか。

(應用問詞)

(一)人の爲す事、己も亦爲すべからざるはなし、是如何なる方法に因るべきか。

(二)事を爲さんと欲して、種々の障礙に遇ふ時、如何にそるか。

(書取題案)

(一)□□ノ□ハ□□ノ□ニ□□ノ□□ナリ

(作文題案)

(一)堪忍

(二)忍ぶべからざるところを忍べ

(三)艱難汝を玉にす

(四)忍耐力に乏しき友人を諫むる書牘

(五)石の上にも三年といへる諺の意味を問はれしに答ふる書牘

博 愛

(例話)

望月三英は、醫學博識にして、嘗名醫小史といふ書

望月三英の
著書を問ふ

三英の當に
如何か之に
答ふべきを
子等試みて
之を言へ

を著して梓行せしが後歴進して將軍徳川吉宗の侍醫
と爲り、法眼は叙せられたり、或る時市川柏庭、病に罹り殆
危ふかりし、三英之を診して快きを得しが、爾來三英屢
其の家へ往きて診察せしに、一日殿中に於きて橘法印之
を詰りて曰、柏庭は俳優にして河原乞兒なり、君の之を診
する世間は喧傳せば當に笑罵を招くべし、君之を止めよ、
將軍を診するものの當に爲すべき所にあらざるなりと、
三英答へて曰、子の言余之を解せず、夫醫は仁術なり、故に
道路は彷徨するの乞兒と雖、其の病めるは當りては、宜しく
脉を診して藥を與ふべし、是即醫の醫たる所以なりと、
吉宗之を聞き深く三英の利器を感賞せりと云ふ。

（格言）博く愛する、之を仁と謂ふ。（釋愈）

（教授要旨）

（一）凡人の慈愛の心を以ちて主要と爲すべし、決して殘忍酷薄の情ある
べからず、是即人の人たる所以の道にして、而して仁の端たること。
（二）此の心を擴めて、廣く有生物の固より無生物に及ばず、時に即仁にし
て仁の天地物を生ずるの心なり、故に人たるものの、一日も此の心を
離るべからざること。

（三）仁と其の範圍廣し、故に或某の人を愛して某の人を愛せざるが如
き、決して仁にあらず、須らく彼此偏頗の心を挾むことあるべき
こと。

（教授方法）

人の慈悲の心ありて、物を愛し、貧しきを恤み、憫むべきものを助くるが
如き、人の當に務むべきことなれば、餘りあるものの必貧困窮苦のも
のを救助すべきものなることを、克く銘肝せしむべし。

（問詞）

- (一) 望月三英の如何ある醫師ありしや。
- (二) 橋法印の三英の市川柏菴を診せしことを如何に語りしか。
- (三) 三英の答へし言の如何。

(應用問詞)

- (一) 仁どの如何なる範圍を指して言ふか。

(書取題案)

- (一) ロック・スル・ロ・ナ・ロ・ト・ロ・フ

(作文題案)

- (一) 慈悲

- (二) 救助金を新聞社に贈る書牘

勤勉

(例話) 森狙仙の、大坂に在りて猿を畫くに名ありしが、初め其の長崎に在りし時、獵夫に托して一の猿を得たり。因

狙仙の此の評を聞きて當に如何すべきか

りて之を庭樹に繋ぎ、其の傍に在りて猿の狀貌を熟視して之を寫し、鍛鍊すること年ありて、稍其の眞に逼るを覺え、遂に之を絹素に淨寫して、清人某に示し、其の批評を乞ひしに、某之を見て曰、惜むらくはこゝを人家に畜養せる猿の形にして、天然の趣にあらずと、狙仙はより更に奮勵し、深山の中に棲息し、猿を観察すること三年に及び、遂に全く其の眞に逼るの妙を得たりと云ふ。

(格言) 人は、其の心を、一の種として、何事にても、五年も十年も勉むれば、必上手の名顯るゝものなり。(後論語)

(教授要旨)

- (一) 人の恒に其の志を高遠よし、小成に安ずるの意なしと雖、遊惰にして

其の志す所の事業に刻苦せざるば成就せざる事。

(二) 其の志す所に向ひて久しきに及べば種々の障礙を來し其の志を遮斷せらるゝことあり是の時に際して不屈不撓銳進して止まざるの勤勉力あるにあらざれば決して其の初志を遂げ得ざる事。

(三) 先賢古哲の業を成し名を揚ぐるものゝ唯天資の英敏なるが故のみにあらずして多くの勤勉の功に因る故に人生事業の成否は、一に勤勉の多寡如何に在ること。

(教授方法)

圓山應舉及伊豫入道の説話の大意を問答し然る後本課の例話と説き及ぼし格言の意解に歸納すべし。

(問詞)

- (一) 森狙仙の初め如何にして猿を寫ししことを勉めしか。
- (二) 清人某狙仙の書を評して何と言ひしや。
- (三) 狙仙は如何にして遂に猿書の名人と爲りしぞ。

(應用問詞)

- (一) 才智ある人の勉強を要せざるか。
- (二) 性質遲鈍の人にも志業成就するの方ありや。
- (三) 圓山應舉の説話をなせ。
- (四) 伊豫入道勤學の大略。

(書取題案)

- (一) □ハ□ノ□ナ□ノ□トシテ□□ニテモ□□モ□□モ□ムレバ□□□ノ□□ルルモノナリ

(作文題案)

- (一) 勉強の幸福を生むの母
- (二) 英才の勉強の一名なり
- (三) 弟の農業に勉強せるを愈奨励する書牘
- (四) 妹の裁縫編物に勤勉せざるを戒むる書牘

習慣

(例話)

ビュフオンハ佛蘭西國有名なる物産學の大家なり、財産家に生れしるども、一切の歡樂を謝絶して、專學問を勉強せしが、光陰の輕きべからざるを思ひ、其の晏起の習慣を矯めんと欲し、種々に力を用ひしに、遂に其の定めし時刻に起くこと能はず、因りて其の僕シヨゼフに命じ、毎朝六時前に己を起さしめ、其の度ごとに銀錢一を與ふべしと約せり、因りてシヨゼフは、毎朝務めて喚び起せども容易に醒めざれば、シヨゼフハ一の思案を運らし、てビュフオンの寢衣の下に冷水を盛りたる盤を押し入れ驚き醒せり、其の後屢此くの如くして起こじければ、遂

ビュフオン
は是より果
して毎朝早
起せしか

に之が爲に晏起の習癖も止みたりとぞ。

(格言)

素絲ハ、蒼に染むれば蒼、黄に染むれば黄、入るる所以のもの、變すれば、其の色變ず、五入して以ちて五色となる、故に染は慎まざるべからざるあり。(呂氏春秋)

(教授要旨)

- (一) 凡人の心は虛なり、故に其の感染する所に因りて、或善と爲り或惡と爲るを以ちて務めて善に近き之に染習することを爲さるべからざること。
- (二) 人は天稟の良智良能ありと雖、事々物々に接觸して、種々の感念を惹き起すものなれば、其の初めに當り、善事に習ひ慣れ、以ちて天賦の智能を發達せしむべきこと。
- (三) 若一旦誤りて惡事に習ひ慣るれば、亦遂に一種の性となり、中途悔悟して之を改めんと欲するも、容易に改むること能はず、終身悲歎の境

遇に沈淪すべきこと。

(教授方法)

歸納的に教授すべし。

(問詞)

- (一) ビュフオンは如何ある惡習慣ありしか。
- (二) ビュフオンは晏起の習慣を矯めんと欲して如何せしや。
- (三) ビュフオンは如何にして此の習慣を改むることを得しぞ。
- (四) ビュフオンは遂に如何なる人と爲りしか。

(應用問詞)

- (一) 習慣は何故に慎まざるべからざるか。
- (二) 善良なる行は唯天稟の性質のみ一任して可あるか。

(書取題案)

- (一) 素絲○著○染○○○著
- ノ□□ズ□□シテ□ナテ□□トナル□ニ□ハ□マザルベカラザ
- ルル□□ノモノ□ズレバ

ルナリ

(作文題案)

- (一) 習慣は第二の天性
- (二) 白き沙泥に入れば黒し
- (三) 晏起の癖ある友人を戒むる書牘

遵 法

(例話)

本田總兵衛は長門の國天津村の農夫なり、資性篤實温厚にして、少き時より力を耕作し盡し、其の租税は常に衆に先ちて之を納め、又其の齡八十餘歳に至る迄二十五年の間、昨頭役を勤めしが、晝夜思を焦し、周旋して其の部内一人も米銀の公納に逋負なからしめ、又近隣組合等に爭論ある時は、正理を以ちて慰諭和解して訴訟に至ら

本田總兵衛
の資性如何

(格言) 凡、國家の禮文、制度、法律、條例の類、若能く熟觀して深く之を考ふれば、則世務は應じて時宜に展らざるべし。(神諭)

(二)國家の憲法法律に違背するものは其の政府を蔑視せしむるのにて、國民と稱すべからず、此くの如き徒の數多ある時、其の邦國衰滅し、自己も亦安全に生活を遂げ得べからざること。

夫法律ハ國家を維持する大綱にして各人之人によりて其の權利を伸張し其の安全を保有することを得るものなれば之に服従するハ臣民たるものの國家に對する一大義務なることを教授すべし。

(一) 本田總兵衛ハ、租税を納むるに如何なりしや。

- (二) 其の畔頭役を勤めし時部内の民如何なりしか。
(三) 其の近隣組合に於ける有様を語れ。
(四) 藩廳より賞與ありし後如何なる善行を爲えしか。

(一) 國家の法律命令を、遵奉せざるもの、其の罪如何。

(一) □□□ノ□□□□□□□ノ類若能ク熟觀して□ク之○考○○○
則世務○應○○□□ニ戾○○○○○

(作文題案)

- (一) 國家に對するの義務
- (二) 法令類纂を借りて遺す書牘

惜陰

(例話)

賴山陽の名は襄字の子成、久太郎と稱す、山陽は其の號なり、其の父春水は安藝の國竹原の人にして大坂に寓し生徒に教授せり、山陽八九歳の頃より喜みて古來の軍記を讀み寢食を忘るゝに至る、既し句讀を受くるゝ及び晝夜懈らず、早く雄邁俊偉の志氣を抱けり、管眼を患ふ、春水固く書を讀むことを禁せしむ、陰は之を讀みて止まず、年十四五の時家庭に學び、己に小學、近思錄等の書を誦習す、一日、書を曝し蘇東坡の史論を讀み、歎いて曰、天地間、此

賴山陽の父の名を問ふ

山陽蘇東坡の史論を讀みて何と歎せしや

くの如き喜ぶべきの文あるかと、遂に力を文章に肆にし、尤史學に精しく、終に能く外史政記の大著作を成すに至り、常に門人に謂ひて曰、我を才子と謂ふゝ未我を悉さざるものなり、我を能く刻苦すと謂ふものは眞に我を知れり、と平生讀書に耽り著述を勤め、夕に則燈を挑けて書を読み五更に至りて後、寢に就く、年五十三にして歿す、歿するの前方に政記を著せしが、醫の病治をべりらざるを告ぐるを聽き、乃日夜勉強して稿を構じ、曰、我必之を成して地に入らんと、既にして病革なりしがとも、猶眼鏡を著け、政記を手しと刪潤して止まざりしと云ふ。

(格言) 寸陰を惜むもの、乃千古を凌轢するの志あり。(邵康節)

(教授要旨)

- (一) 一たび逝きて復返らざるものは實に光陰あり故に人は宜しく間斷
罅漏なく勉強工夫して以ちて善く此の光陰を使用すべきこと。
- (二) 光陰を愛惜して善く之を使用するものは其の才智人に及ばずと雖、
決して其の目的を達し得べからざるることなきこと。
- (三) 光陰を愛惜するものは一秒時も善く之を使用して千萬金の價值あ
らしむれども怠惰のものは毫厘の損あしと爲し而して老大及び
徒に悲歎すること。

(教授方法)

世渡りを旅と思へば一日も、

あだに過してゐらるべきかは。

元日や、うしろ又近き大みそか。

之等の俗解より光陰の愛惜すべきことを丁寧反覆教授すべし。

(問詞)

(一) 山陽先生眼病は罹られし時如何せられしや。

(二) 先生の常に門人に語られし言ひ如何。

(三) 先生は平生如何に勉強せられしか。

(四) 先生歿せらるゝの前如何に勉められしや。

(應用問詞)

(一) 遠大の志を懷くものゝ如何して之を成すべきか。

(書取題案)

(一) □□ナ□□ムモノ□□□ナ凌轢○○□□アリ

(作文題案)

(一) うかゝといふてうかゝ年の暮

節 儉

(例話) 黒田孝高の豊臣秀吉に仕へて祿十二萬石を食め

二人の如何
かと思ふべき

孝高の此の
金を如何に
すると思ふ

汝等孝高の
行を以ちて
如何と爲す

り、征韓の役、日根野高吉、三好新右衛門に因り、銀百枚を、孝高に借りて行く、歸るゝ及び新右衛門と共に、銀を懷ゝて往き、前日の恩を謝せり、會或る人、鯛魚を饋り來る、孝高待臣に命じて、其の骨を羹として酒を脩めじむ、二人心に其の鄙吝を賤めり、既して新右衛門、銀を懷中より取り出し、之を還し又附するに若干銀を以ちてして、其の利息と爲す、孝高曰、吾が意固より急を救ふに在り、初めより貸したる意にあらざれば、今更返さるゝを要せずと、之を強ふることを再三に及べども、終に取らざるを以ちて、二人大に其の恩意に感ずて去りたり。

(格言)

儉約は、安靜の基礎たるのみならず、又仁惠の

根源なり。(ジョンソン氏)

(教授要旨)

- (一) 人の各貴賤貧富の分あり、其の分は随ひて財用を節し、儉素を守り、以ちて貯蓄せざるべからざることを得
- (二) 平日用を節して貯ふる所あれば、老後より優遊生を送ることを得べく、又不慮の災變疾病等も遇ひて、毫も驚かざるべきこと。
- (三) 節約儉制の、唯自己一身の計たるべきのみならずして、又他人の不幸災變を、吊慰賑恤することを得、大に仁愛慈惠の根源たることを得
- (四) 得るに随ひて費し、収むるに随ひて出すもの、他人の不幸災變を賑恤すること能はざるのみならず、遂に身を喪ひ、家を亡すに至るべきこと。
- (五) 然れども節儉とい、徒ら財利を愛して、之を積聚するの謂ひにあらず、當に散すべきに散じ、以ちて有用必須の事業に消費せざるべからず、故に能く儉吝を辨すべきこと。

(教授方法)

棚がらぼたもちが落つる運の天にあり、かはうのねて待てなぞ云へる諺の如く、富の天より降り地より湧くものにあらざるを得るの方法は、唯勤勞と節儉との二要道にあることを、本課に照し教授すべし。

(問詞)

- (一) 黒田孝高の如何ある身分にてありしや。
- (二) 日根野高吉の如何なる事にて、金を孝高より借りしか、又其の金額の若干なりしや。
- (三) 高吉孝高の家に至りし時、如何ある響應せしぞ。
- (四) 二人の心に如何思ひしか。
- (五) 孝高の、高吉の返金を受けしや。

(應用問詞)

- (一) 貨財を愛惜して、徒ら之を貯藏し、慈善等の義舉にも應ぜざるもの、汝等之を如何なる人と思ふや。
- (二) 孝高の、僅なる鯛を吝みながら、三百金を他人に與へし、前後顛倒の

行にあらざるか。

節 制

(例話) 徳川秀忠は事毎に使を駿府に遣して、父家康の指揮を請ひ、其の教命に因りて之を行はれしが、或る時井上正就を使者と爲して、駿府に赴かしめらるゝと、家康之に謂ひて曰、大厦千間、夜臥八尺、良田萬頃、日食二升と云へる古語ありて、千萬の家屋を構ふるも、臥する所の唯一疊の、食前には珍を陳ぬるも、口に適ふもの、二三種に過ぎず、天下の主たりと雖、到底唯一飯の外に用なき、然るも身の榮耀を好み奢侈を縱にするものあるに、何ぞや、實に愚の至なり、此くの如きものを、唐の太宗は我が股を割きて我が腹に食するに譬へたり、股の肉盡くせば、即我が身已

は亡ぶるが如しと。

(格言)

良田千頃あるも、日に食ふこと一升あり、大廈千間なるも、夜眠は八尺なり。(養生箋)

(教授要旨)

(一) 人欲の限りなく財用の盡くるあり、限りある財を以ちて限りなき用は供すれば、遂に身を亡し家を敗るに至る、故に人は務めて能く己に克ち、儉素を行ふべきこと。

(二) 冗費濫用するものは、負債堆積し督促四至し、遂に信義を友に失ひ、廉耻を人に破るに至る、故に平生私欲に克ち、心意を檢束して嗜好の爲に逐はれざらんことを要すべきこと。

(教授方法)

演繹的に教授すべし。

(問詞)

(一) 徳川家康公の井上正就に語られし話の大略を述べよ。

(作文題案)

(一) 身の分限を守れ

(二) 奢侈は貧の連

(三) 節制は富の友

忠 節

(例話)

松平信綱は幼名を長四郎と云へり、徳川家光の子、竹千代は給仕せしが、或る時竹千代、父の寢室の屋櫓に雀の巢を作り、兒をそなたつるを見、長四郎に命じて之を捕へゑたり、長四郎乃日の暮るゝを待ち、屋上へ登りて過ちて足を失ひ、庭へ落ちけむ、家光大に驚き、椽端に出で見るに、長四郎なり、家光詰責きて曰、夜中何の用ありて屋

長四郎の如
何に對ふか
と思ふ

長四郎の遂
に實を以ち
對へしや

家光の何故
に此の言を
發せられし

に登れるやと、長四郎其の實を白せば、竹千代の叱せられんことを慮り、乃自雀兒を捕へんとせよとを對ふ、家光必其の使指せよものあるを責むれども、長四郎之なると對へて、實を白せざりたりは、家光大に怒り、長四郎を捕へて囊に入れ柱に懸けて曰、實を白せざれば出さずと、既にして天明け家光廳より出で政を聽く、夫人哀れみて囊口を呿け食を與へたり、家光廳を退き之を詰問すれども、長四郎囊中より在りて唯冤を訴ふるのみ、家光遂に之を出し去らしむ、而して之を目送ちて、夫人に謂ひて曰、他日我が兒を守護すべきものは、彼なりと。

(格言) 臣の君に事ふる、猶子の父に事ふるがごとく、
忠信を以ちて本と爲す。(初安國)

(教授要旨)

- (一) 臣民の主君に事ふる、忠節信義を以ちて根本と爲す、苟忠信なきものは、是便佞欺詐の人として、一旦事變に臨めば首を抱きて逃竄すべきこと。
- (二) 忠節信義の人、假令其の身危くすべきも志を奪ふべからず、故に父母より事へて能く其の力を竭し、君に事へて能く其の身を致すこと。

(教授方法)

忠とい臣たるもの、其の君の爲に道を盡すことにて、其の君の過を諫めて正しきに格し、或君の爲に力を盡して國家の安泰を謀り、或君の爲に一命を抛つが如きはなり、されば忠節は國家を維持するに於きて闕くべからざることを教授すべし。

(問詞)

- (一) 竹千代の長四郎に如何なる事を命せしか。

(二) 長四郎の竹千代の命を受けて、如何せしや。

(三) 家光の長四郎を詰責せられし時、長四郎の如何に對へしぞ。

(四) 家光の長四郎の實を白せざるに因りて、如何せられしか。

(五) 長四郎の終に如何よせしや。

(六) 家光の長四郎を、目送して言われし語の、如何。

(應用問詞)

(一) 忠節の士との、如何ある人を謂ふか。

(書取題案)

(一) □ノ□ニ□フル□□ノ□ニ□フルガゴトシ□□チ□チヲ□ト□ス

(作文題案)

(一) 忠との如何

(二) 忠臣の孝子の門に出づ

寛大

(例話)

村上天皇は御性質、明敏にましまして、大御心を政事、留めさせ給ひ、且寛裕溫恕にましませり。嘗て臣に問ひ給ひて宣はく、世間朕を以ちて如何ある主と爲すか、對へて曰、天下皆寛と稱し奉まり、天皇宣はく、是誠に朕が志なり、下を治むるに嚴を以ちてせば、民耐へ難しと、一日賤吏の老者を召し、密に問ひ給ひて宣はく、當今は延喜の時と政治の得失如何、吏懼れて對へざりしが、天皇切に問ひ給ふこと再三に及びしかば、對へて曰、賤愚の下吏、何をか知らん、唯主殿寮、多く燦燭を費し、率分堂、草を生ずるのみと、蓋吏務繁劇にして夜に入り、租税の輸納少きを謂ふなり、天皇悟り給ひて、是より益勉勵を加へ給ひしと云ふ、故に後世の政治を言ふものは、延喜天曆を稱せり。

老吏の天皇
は答へ奉り
し言葉は如
何ある意か

(格言) 寛ふれば衆を得。(論語)

(教授要旨)

- (一) 人は寛裕にして容るゝの度量なからざるべからず、度量あるもの、賢を尊びて衆を容れ、善を嘉みして不能を矜ひ、故に人々悦服するものと。
- (二) 器局狭小なるもの、人の諫を怒り、忍ぶべきを忍ばず、動もすれば人と忿争し、牴牾す是を以ちて人遠ざかり、衆就かずして、事業成就せざること。

(教授方法)

一天萬乗の君すら、臣民を思召し給ふこと斯の如し、吾人は之を鑑みて、被備者を使役し、又は小兒婦女等を役使するに、其の時間と勞働との度を制限し、其の方に堪へざる過酷の命令を、おすべからざること、教授をべし。

(問詞)

- (一) 村上天皇は、如何なる御性質にましませしや。
- (二) 侍臣、天皇の間に對へて、其の寛なることを奏せし時、天皇は如何に仰せ給ひしか。
- (三) 天皇、腹吏を召して、何事を問ひ給ひしぞ。
- (四) 腹吏の對へ奉りし言は、如何。

(應用問詞)

- (一) 人我が意に逆へる言行ありし時、如何とべきや。

(作文題案)

- (一) 僕婢の取扱方
- (二) 婢僕を慘酷に使役する人に忠告する書牘

勉職

(例話) 佐脇平三郎は、尾張の國、海東郡、津嶋郵便局長なり、

此の劇震に
當り一身に
金銭を取ら
さんどせし
は何故なる
か

平三郎妻子
は如何なり
しと思ふか

明治二十四年十月二十八日、地大に震ふや、勝手より居間に馳せ行き、先妻子を呼び起し、共に進みて、其の管する所の爲替貯金七百二十六圓五錢七厘を取り出さんとせしに、居間の二階、忽墜落し、妻子と共に壓倒せられたるが、幸にして傍に簞笥のあるありて、死に至らされども四面出づるに道なく、大聲を發して救援を求めたるも、之に應ずるものなく、而して竈より火を發し、見る／＼延焼して將に焚殺せられんとす。此の時、妻は天井の罅隙より光線の洩れ来るを認め、手を其の處より突き出して救ひを呼びたるに、曾家僕等の搜索に來りしに遇ひ、之を認め直に馳せて僅に穴を穿ち、先妻子を出したるも、平三郎は身体肥大にして其れ穴を出づること能はず、遂に衣を剥ぎ裸体

官金は遂に
取り出すこ
と能はざり
しか

と爲りて僅に逃ぎ出で、顧みれば、火は既に居間に逼り來き、平三郎の之を見るや、氣、狂乱せるが如く、彼の官金を失ふべからずと、百方取り出さんとしたと雖も、負傷の爲身体自由ならずしが、時にも憲兵一等軍曹梅村某馳せ來るあり、急呼して救ひを求め、百方力を盡して、函を出し見れば、其の甲斐なく、只一片の灰と爲り居たるを以ちて、平三郎の職務を思ふの餘り、之を見て昏倒し殆氣絶せんとせしを、傍に在りしもの漸に扶け起し、種々慰藉して治療を加へしめしとす。

(格言) 官に居るもの、事に當りて難を避けず。(國語)
(教授要旨)

(一)官職に居るもの、常に誠心實情を以ちて従事し、政府の爲或國民の

爲に利することあれば、熱心に之を爲し、毫も私利を謀るべからざる
こと。

(二) 官職に居るものの、國家の事務を助くる爲に雇はれて、其の値を受くるものなれば、苟國利民福の爲に、進みて之を爲し、斃れて后己ひの精神を以ちて従事すべきこと。

(三) 其の位に居て、其の事を爲さず、其の俸を受けて、其の務を盡さず、而して一身の安を圖り、一家の便を企つるものは、是猶人を欺きて金銀を取るゝ異らず、其の罪尤大あること。

(教授方法)

官吏たるものの責任は、廣く國家に對するものあれば、上總理大臣より下隸属の小官吏に至るまで、其の負ふ所の、匪勉努力之に従事し、充分に國事の責に任すべきことの道理を、本課に照し訓誡教諭すべし。

(問詞)

(一) 佐脇平三郎は、地震の際、如何せんとして、壓倒せられたりや。

(二) 平三郎妻子は、如何にして一命を全くせしか。

(三) 平三郎は、其の官金を、如何にせしぞ。

(四) 官金の函を出せしに、如何なる有様にて、又平三郎は、如何せしか。

(應用問詞)

(一) 平三郎は、私家の財物を顧みずして、官金を出さんとせしは、何故ぞ。

(二) 官事に關しては、身命をも顧みざるべきと、如何なる故ぞ。

(書取題案)

(一) ロニロルモノハロニロリテロチロケズ

(作文題案)

(一) 官吏の心得

(二) 官吏の責任

(三) 朋友の大藏省參事官に拜命せしを祝し、併て將來の注意を促す書牘

廉 潔

基次は如何
に進退せし
かに

(例話) 後藤基次は、豊臣秀吉に仕へ武勇を以ちて聞えし
が、大坂陣の時、西軍の將と爲り、屢東軍に抗して功あり、夏
の役に及び出で、平野に陣せり、徳川家康父子、人を遣ひ
説きて之を降らしめんと欲し、曰、汝若降らば播磨を與へ
んと、基次曰、東方は氣勢赫々として日の升るが如く、西方
は衰弱として旬日を保ち難し、弱を去りて強に就くは、我
が志にあらざるなり、且其の養ひを受けて其の心を貳に
して可ならんやと、肯はず、因りて使者に謂ひて曰、當今の
將士、誰か余が榮へ過ぐるものあらん、余に此の重任を寄
せたるもの、威を明韓に宜べたる太閤の嗣君なり、今重
賞を以ちて余を招うんとせるもの、勢威比なきの兩將
軍なり、抑我が軍憊れたりと雖、吾のあること一日なれば、

一日を支ふべく、十日なれば十日を支ふべし、今や命の辱
きを拜す、速に死して幕下の盛意は酬ゆべきのみと。

(格言) 廉士は、財を愛せざるにあらず、之を取るこ
道に由る。(要略)

(教授要旨)

- (一) 人の事を成さんと欲せし、貪汚の心を去らざるべからず、一点貪汚の
心あれば爲すべからざる事を爲し、取るべからざるものを取り義を
傷り道を害ふに至るべきこと。
- (二) 廉耻を重じ、潔白自持せば、富貴も羨むる足らず、利祿も爲に心を動さ
ず、確然自信する所を操り、然る後に義以ちて立つべく、道以ちて行ふ
べく、俯仰天地に愧ぢざるべきこと。

(教授方法)

前々學年より授け來りし廉潔の事項、其の他之に肖似せる事項を引証

し來り、以ちて本課を歸納的に教授すべし。

(問詞)

- (一) 徳川家康公父子の如何ある言を以ちて後藤基次を降らしめんとせられしや。
- (二) 基次の如何に對へたりしか。
- (三) 又基次の使者に謂ひし言の如何。

(應用問詞)

- (一) 他人若好意を以ちて我に物を贈らば如何して可なりや。
- (二) 困苦饑餓に迫る時金錢物品を拾はば如何するか。
- (三) 困窮饑餓に迫る時金錢物品を拾はば如何するか。

(作文題案)

- (一) 人は廉潔を貴ぶ
- (二) 己に屬せざるもの之を其の主に戻すべし
- (三) 物義にあらざれば取ることを勿れ

勤學

千代の何地の人ありや

千代は是に於きて如何とべきか

(例話) 千代は加賀の國松任の人、表具屋某の女あり、後尼と爲りて素園と號す、幼くして俳諧を嗜む、然れども僻邑師に乏しかりしが、會有名の俳家盧元坊、行脚して松任に來れり、千代其の旅亭を訪ふ、盧元坊方に寢に在り、千代就きて志を述べ教を請ひしに、時初夏の候あるを以ちて、盧元坊時鳥を題として一句を作らしむ、句成るに及び盧元坊舎てゝ顧みず、又一句を作るゝ復斯の如し、而して盧元坊既に睡き、然れども千代去らず沈吟して旦に達す、盧元坊元起き驚き問ひて曰、夜明けたりやと、千代乃一句を詠じて曰、

ほとゝぎす、郭公とて、明にけり。

と、是より於きて盧元坊大に賞して曰、是なり是なり、此に止て止ますんば、他日、名、天下に顯れんと、遂に師弟の約を結べり、後果して俳諧を以ちて大家と爲れり、年二十五にて夫死す、乃一人の男子をして其の家を嗣がしめ、己に居と爲り別居して風流自樂む、安永四年九月歿す、歳七十四なり、千代又書を、越後の吳俊明より學び、頗巧なりと云ふ。

(格言) 火の中を、わけても道を、さくべきは、雨風雪は、物の數かは。(古歌)

(教授要旨)

(一) 小技末藝と雖、勤苦して學習せざれば、終に成そこと能はず、况や道を明め、行を修め、以ちて其の徳を成すの大あるものに於きては、身命を犠牲とするの覺悟を以ちて、從事せざるべからざること。

(教授方法)

(二) 苟既に此の覺悟あれば、艱難に當りて避けず、辛苦に遇ひて辭せず、以ちて其の素志を貫徹せざれば、己まざるの勉強耐忍あるべし、是古人の學を成す所以にして、此の氣象は修學上、一日も缺くべからざること。

世の中は、ももの稽古をするが(駿河)なる、

富士のたかねに、名をあげよ人。

世の中に、かくべき文字は、かくすして、

事をかくなり、耻をかくなり。

之等より、勤學の必用を説くべし。

(問詞)

- (一) 千代の盧元坊に就きて、教を請ひし時、盧元坊は、如何にせしか。
- (二) 盧元坊の千代に教を施ししは、如何なる事に因りてなるか。
- (三) 千代は、遂に如何なりしぞ。

(書取題案)

左の句を口誦して書取をさせ

(一) 火のなかをわけても道をさくべきに、

雨風雪は物の数かは。

(二) 世の中はもゝの稽古をするがある。

富士の高根に、名をあげよ人。

(三) 世の中に、かくべき文字は、かゝすして、

事をかくなり、耻をかくなり。

(作文題案)

(一) 勤學の結果

(二) 人學ばざれば道を知らず

(三) 年長と始めて學ぶ從事せし人を益獎勵する書牘

立志

何故に侯伯
を干すこと
を屑しとせ
ざりしか

シヤム^{シヤム}の軍
は敗れしや
如何

(例話)

山田長政は仁左衛門と稱す、或云ふ、伊勢祠官の隸
人と、或云ふ、尾張の人と、自織田信長の孫と稱す、少くして
大志あり、好みて兵を談じ、雄傑自喜ぶ、流落して駿府に寓
せり、元和の初め天下始めて定り、士の仕を求むるもの皆
侯伯を干す、長政之を屑しとせずして、曰、此の間功名を立
つるの地なり、但海外に遊べば、或吾が志を展ぶべしと、是
の時、海路禁なり、長政乃商船に便して台灣に到り、又西の
方暹羅に遊ぶ、會其の國、乱あり、四隣交侵し、六昆國最強し、
暹羅國主師を出して之を禦ぐ、長政其の軍行紀律なきを
見、其の必敗れんを言ふ、果して其の言の如し、國主聞き
て之を奇とし、召して與に語り、大に悦び擢て、上將軍と
爲し、往きて六昆國を禦がしむ、長政計を設け敵軍を衷し

で之を撃つ、六昆國の兵、大に敗る、遂に北ぐるを追ひ長驅して其の都に入り、六昆王を擒にして歸り、威遠近に震ふ、諸國争ひて款を暹羅に送り、是に於きて國主大に長政を賞し、妻す、女を以ちて、六昆及匹皮留の地を封じ、號して喃普良と曰ふ、喃普良は諸侯王の謂ひなり、久しくして國主年既に老い、頗勤め、倦み、長政をして國事を攝行せしめたり。

(格言) 人の事を成すは、志を立つるより要なるハなし、志眞に立てば、精神堅凝して、百體、皆、其の令に従はざる、ことなし。(安積覺)

(教授要旨)

(一) 人の事を成すは、總べて志を立つるを以ちて根本と爲す、人、志を立つ

ること固からざれば、心毎に變じて、終に業を成す能はざること。
(二) 故に、人、材の足らざることを思へずして、當る志の立たざることを患ふべし、志の堅きは功名の主なり、惰らざるは、衆善の師たること。

(問詞)

- (一) 山田長政は、如何なる人なりしや。
- (二) 長政は、何故に海外に渡航せるの志を起ししぞ。
- (三) 長政の暹羅國主に用ひられしは、如何ある事と因りてか。
- (四) 長政は、其の素志を達ししか。

(應用問詞)

(一) 志立たざれば、何を以ちて事業成就せざるか。

(書取題案)

(一) □ノ□チ□スハ□オ□ツルヨリ□ナルハナシ□□ニ□テハ□□□
□シテ□□□□ノ□ニ□ハザルコトナシ

(作文題案)

- (一) 一人の志を以ちて萬事を成し得べし
- (二) 立志の必要
- (三) 何事よりも迷ひ易き人を戒むる書牘

節義

是に於きて
彌兵衛は如
何せしと思
ふや

(例話) 彌兵衛は江戸銀座の商人、平野喜四郎の雇人なり、喜四郎召し使ひ人某の悪事に坐して、三宅嶋に配流せらるるを、彌兵衛大に之を悲歎し、如何にもして主人の罪を宥めんと、百方苦心計畫せしも力及ばずして、喜四郎は遂に嶋に赴けり、是に於きて彌兵衛は、日暮主人を思ひ、一面せんと欲し、乃漕船の方を知らざれば、能はざるを以ちて暇ある毎に其の術を講じ、稍得る所あるに因り、海賊方、小笠原彦太夫の組の水主と爲り、三宅嶋に至る便船を待ち

貯蓄せし物
品は如何せ
しや

て嶋に渡り、多年己の衣食を減じて貯蓄せし物品を持參して、喜四郎に贈りたり、後喜四郎は赦に遇ひて歸京しけむは、彌兵衛大に悦び、己が家財を傾けて主家を助け、彌忠誠を以ちて勤めしかば、喜四郎の喜び一方ならず、又之を見聞く人皆其の忠實を感ぜざるものはあかりしとぞ。

(格言) 歳寒くして、然る後に、松柏の凋むに、後るゝを知る。(論語)

(教授要旨)

- (一) 人の道は節義を守るを重しと爲す、節義といふ盛衰を以ちて心を易へず、存亡に因りて志を改めず、其の當に爲すべき所を爲し、其の宜しく行ふべき事を行ふこと。
- (二) 節義を守るの人の平居事なき時に方りては、衆人と異らざるが如きも、唯艱難傾覆の時に當りては、乃其の操守を失はず、以ちて爲す所あり。

るべきこと。

(教授方法)

本課の例話を詳細に説明して以ちて生徒の感奮を惹起し、然る後格言を簡明に説述して之に歸納し生徒學力の如何により主僕の關係及其の義務の概略を講話教授すべし。

(問詞)

- (一) 彌兵衛は、何故に漕船の術を習ひしや。
- (二) 彌兵衛は、如何にして三宅島に赴きしか。
- (三) 喜四郎救されて飯京せし時、彌兵衛は、如何せしや。

(應用問詞)

- (一) 彌兵衛は、何故に自家の財産をも傾けて平野家を救助せしや。

(書取題案)

- (一) 彌兵衛は、口が口口を口けて口口を口け口口なく口口に口めけり
- (二) 歳寒○○○然○後○口口口調○○○後○○○○口口

(作文題案)

- (一) 僕婢の主人に對する義務
- (二) 主人の僕婢を遇する心得
- (三) 遠地にある主人の安否を伺ふ書牘
- (四) 暇を取りし奉公人より主人に贈る禮狀
- (五) 右に對する主人よりの返書

公益

三宅善兵衛
の何地の人
ありや

(例話)

三宅善兵衛は、相摸の國、陶綾郡小磯村の人なり、性質溫厚篤實にして、常に業を勵み儉を行ひ、甚施捨を好み、鰥寡孤獨、疲瘡老廢、及貧困、自存すること能はざるものあれば、陰に之を救恤し、而して人をして知らしめず、久しくして人、善兵衛の爲す所あることを知り、善人善兵衛と稱

役夫の數と
費用の高と
を問ふ

して之を推重せり、村は阿波多良山あり、山の近傍の田、水
乏しくして、毎歳早に苦しむ、稍荒廢せんとす、善兵衛之を
慨き遂に自買ひ取り、將に新に陂塘を開き、以ちて瀦水に
便せんとし、人に謂ひて曰、吾此の事業を興して貧民を用
ふれば、則其の費たる幾何、もあらず、而して貧民も亦利あら
ん、且又、餘潤の及ぶ所轉々相侵灌せば、近傍の田地力を省
くこと亦多しと、乃遂に工を興す、東西十五步、南北十步、深
一丈五尺にして、役夫千六百餘人、費用七十餘兩、悉皆自之
を辨す、領主之を聞き、幕府に上申せしに、幕府白銀五枚を
賜ひ、以ちて之を褒す、村民亦大に其の舉を喜び、相謀りて
碑を建て、之を不朽に傳へたり、其の子孫も亦能く善兵衛
の志を紹ぎ、大に此の地の爲に力を盡せりと云ふ。

(格言) 蠟燭は、我が身を耗して、人を照し、良工ハ、己を
苦めて、國を益す。(西 啓)

(教授要旨)

- (一) 人の己獨善くするの心あるべからず、宜しく衆と共に樂むべきなり、
故に力餘りあれば、勉めて好事を行ひ、以ちて公衆に裨益をべきこと。
- (二) 人の金錢に於ける善く之を酌量審裁して、當然の道に合することを
計るべし、徒に貯蓄愛惜して、散すべきに散せざるは、是即吝嗇あるこ
と。

- (三) 故に、鰥寡孤獨及貧困のものは、言ふに及ばず、道路橋梁等、凡公衆の利
益と爲る事ハ、我が分に從ひ力の及ぶ限り、進みて之を修治し、決し
て其の費用を吝むなかるべきこと。

(教授方法)

何をして、身のいたづらに、老いぬらん、

歳の思ひん、こどもはづかし。

此の歌意の解釋より、人の公益の利益とあるべきこと、移めてなすべきことを、例話と格言とに照し教授すべし。

(問詞)

- (一) 三宅善兵衛の人と爲り、如何。
- (二) 善人善兵衛とい、如何なる故ぞ。
- (三) 善兵衛い、如何なる公益事業を爲ししや。

(應用問詞)

(一) 許多の貲財を棄捐して道路を開通し、橋梁を架設し、或は塘を築き燈臺を建つる、何の益する所ぞ。

(書取題案)

(一) □□ハ□ガ□チ□シテ□チ□シ□□ハ□チ□メテ□チ□ス

(作文題案)

(一) 公益

(二) 堤坊修繕の美舉を賛成する書牘

廉耻

平宗清は誰の家人なりや

(例話)

平宗清い、尾張守、平頼盛の家人なり、初め平治の乱に源頼朝、兄義平、朝長と父義朝に隨ひて東に走りしが、路にて大雪に遇ひ義朝と相失し、宗清の執ふる所と爲り、六波羅に送りしに、清盛命じて之を宗清の家に囚せしめたり、宗清、頼朝を遇すること甚厚く、密に清盛の繼母池尼に白して曰、囚人の容止、故の右馬助に似たりと、右馬助とい池尼の生む所に於て早く死せり、故に尼、之を聞きて憫み傷めり、宗清、頼朝と謂ひて曰、郎君、死を免かれんと欲するの心あれば、吾爲之を請はんと、頼朝曰、父兄皆死亡せしかば、冀はくは僧と爲りて冥福を修めんと欲するのみと、

宗清の如何
に決すると思ふか

是より於きて宗清復、池尼に見え、頼朝の意を告げしが、尼重盛をして、頼朝を免さんことを清盛に請はしめしに、清盛肯がはざりしかば、尼泣きて曰、我之が爲に寢食、常を失ひ命も亦久らかしず、汝能く我が爲に之を請へと、重盛乃頼盛と共に復之を請へり、清盛已むことを得ずして之を舍し、遂に伊豆の蛭嶋に流竄す、頼朝深く宗清を徳とし、平氏を撃つに及び、毎に將士を誡めて宗清を害するをなからしむ、後、平氏の西奔するに當り、宗清は頼盛に従ひて京師に留りしが、頼朝、池尼の恩を思ひ、頼盛、宗清を鎌倉に招ぐ、頼盛乃宗清に語り與に行かんとせしに、宗清曰、君兵に將として征討し給はゞ、臣之が前驅たきども、今、平氏に覆敗して一族流離せり、然るは舊恩を挾みて東行し、其の報を

敵に受くることは、實に愧づべきなりと、遂に辞して往かず、頼盛を送りて近江に至り、別れ去りて、直に屋嶋に往き、宗盛に仕ふ、平氏亡ぶる後、宗盛遁れて其の終る所を知らず。

(格言) 廉耻の二字を識り得れば、自然に正大光明の氣象あり。(言行要纂)

(教授要旨)

- (一) 人の耻を知らざるべからず、耻あきの人、貪婪邪慾に至らざる所なくして、禽獸と異らざることを。
- (二) 廉耻あるの人、爲さざる所あり、故に其の行光明正大として、心事潔白清明、毫も良心に愧ぢざることを。

(教授方法)

人にてし廉耻の心あきときは、貪婪邪慾飽くことあく、詐偽誣妄爲ざる

問詞

- (一) 賴朝ハ、如何ニして、宗清ニとらはれしや。
- (二) 宗清ハ、如何ニに賴朝ヲを待遇せしか。
- (三) 池尼ハ、何故ニに賴朝ヲを哀憐せしや。
- (四) 宗清ハ、如何ナルことを、賴朝ニ謂ひしか。
- (五) 賴朝ノ答ハ、如何。
- (六) 清盛ハ、果して賴朝ヲをゆるししや。
- (七) 賴朝ハ、毎ニに如何ナルことを、將士ニに命ぜしぞ。
- (八) 賴朝ノ賴盛、宗清二人を招きし時、二人ハ、如何せしや。
- (九) 宗清ハ、遂ニに如何アリしか。

(應用問詞)

- (一) 廉耻なきの人の如何なるか

(書取題案)

(一) □□ノ□□チ□リ□レバ□□ヨ□□□□ノ□□アリ

(作文題案)

- (一) 廉耻
(二) 破廉耻の所爲ありし人を戒むる書牘

注意

弓をを何の用
に供するか

（附話）板倉重矩は、重昌の長子にして、徳川幕府の老中あり、性質慈仁にして才智あり、常は弓一張を座側に置き、以ちて不虞に備へ、又、失火の時、家臣の妻子眷族をして、怪我なからしめんと欲し、蛤殻を剖きて二つと爲し、殻の内に家臣と村民との名を書して、各其の一を頒ち、與へ、村民に令して曰、若城中、火を失することあらば、宜しく此の殻を

持て直に馳せ來り、相照して家臣の妻子を救ふべしと、後雷城中に落ちて火起りしに、村民、命の如く馳せ至りしを以ちて、家臣の其の妻子を顧慮するの念なく、一意に火を救ひ、遂に之を消しとめたりと云ふ。

(格言) 患ふきの時に方りて、常は患を思ひて、之を豫防すれば、終に患なし。(貞原篤信)

(教授要旨)

- (一) 凡事の起るゝ其の起るの日に始めて起るにあらざる、蓋由りて兆す所あり、故に人の何事に因らず、平素に於きて謹慎注意し、決して微を輕し小を侮るべからざることを。
- (二) 平素は在りて事物を粗略にして、注意の行き届かざるものゝ事始めて發するの日は當り、顛倒狼狽して其の舉措を失し、其の處置に窮し、遂に一敗爲すべからざるに至ること。

(三) 故に患ふきの日に方りて、常に之が豫防警戒を爲せば、大難に臨みて怖れず、大變に遇ひて驚かず、泰然以ちて之を處置し、而して其の爲す所宜しきに適ひ、之を鎮治回復すべきこと。

(教授方法)

學校にあるときも、家にあるときも、道路を歩行するときも、又は學術を研究するにも、技藝を練習するにも、すべて注意せざるときは意外の敗を來し、或圖らざる過誤を生ずることを、懇切に訓誨すべし。

(問詞)

- (一) 板倉重矩は、平素如何にして不虞に備へられしか。
- (二) 又失火の時の豫防に、如何に爲し置かれしか。
- (三) 失火の豫防の、其の效果して如何。

(應用問詞)

- (一) 平素注意行届かざる人の、如何ありや。
- (二) 過失失敗の、多く如何ある事より生ずるか。

(書取題案)

(一) ロナキノロコリテロニロナロヒテロナロスレバロニロナシ

(作文題案)

(一) 注意

(二) 不注意の結果

(三) 弟の粗忽よして不注意なるを戒むる書牘

賢淑

(例話)

春日局の父
母は姓名を
問ふ

春日局は初めの名を福と云ふ、父は齋藤利三といひ、母は稻葉通明の女なり、福、人と爲り英敏にして膽智あり、長じて稻葉正成に嫁す、一夜強盜數人入りしに、福、刀を揮ひて、立ちに二人を斬りしかば、皆駭きて逃げ去れり、後家光の生るゝに及び、幕府、乳母を京師に覓む、然れども婦

秀忠夫人の
誰を愛せし
や

人皆、遠きに赴くを憚り、敢召に應ずるものなかりしが、福之を聞き、所司代、板倉勝重に抵りて之を請ふ、勝重、其の門地を質す、皆名士なり、乃江戸に白して之を遣り、遂に召されて乳母と爲りしに、教訓撫育、甚至り、家光、長くて聰明勇決、朝廷に奉事すること恭順至誠にして、下民の疾苦を問ひ、賑恤偏私なかりしかば、世、徳川三代將軍と稱して、之を稱せり、是よりさき秀忠の夫人、次子國千代を鐘愛す、故に附侍するもの争ひて之を奉承し、勢威赫灼たり、是を以ちて世間に儲嗣動搖の説あり、福、憂愁して家康の寵姫、梶は就きて之を懇へしも、家康以ちて妬忌の言と爲し、置きて問はず、是に於きて福、陽に伊勢の神祠に詣すと稱し、駿河に入りて家康を見え、具に其の故を述べ、家康驚きて曰

家康の言葉
を云へ

後水尾天皇
の何故に爾
しく福を優遇
し給ひしか

是天下の大事なりと、乃事に托して東下せり、家光國千代共に謁見す、家康家光の手を執りて上座に置きしむ、國千代將に進まんとせしかば、家康曰、竹千代の主なり、國千代は臣なり、臣と主とを同トくすべけんやと、竹千代は家光の幼名なり、既にして饌至る、家康家光に命トて侍食せしめ、國千代を下座に置き、て餐せしむ、國千代氣沮み衆惶駭し、浮言始めて息みたり、家光將軍の職を襲ぐま及びて、福を待すること益渥く、命トて、後室の事を總べしめしが、大に職に稱へり、寛永六年命を奉じて京師に入りしに、後水尾天皇、謁を賜ひ、御盃を與へ、爵二位に叙し、春日局の號を賜れりと云ふ。

(格言) 子の賢ふるは、多くは母の賢なるに資る、家の

治るは、乃、内の治るに本く、其の夫をして良吏となし、其の子をして秀士たらしむるものは、豈、婦よして克く婦たり、母にして克く母たるの致す所にあらずや。(伊藤東涯)

(教授要旨)

- (一) 婦女は、常に内に在りて一家を經紀するものなれば、一家の盛衰は、多く、婦女の賢愚勤怠に由れり、故に婦女たるもの、勤儉以ちて、其の任を全くせざるべからざることを。
- (二) 婦女克く内政を經紀し、其の夫をして内顧の患なからしめば、夫たるもの、一意、外事に執掌盡力して、其の職分を全くすることを、得べし、而して婦女は、又能く之を匡順補助すべきこと。
- (三) 既、能く内を治め、夫を助け、而して又、其の子を能く教育せざるべからず、子の賢不肖は、多く母たるものの教育如何に因れり、故、之を撫

育する徒に愛に溺れず嚴に失せず其の宜しきに適ふべきこと。
 (四) 婦女たるもの大任を負へること、此くの如し故に婦女の幼少の時より普通の學藝を講習すると共に、敏慧の智と貞順の徳とを養成すること、専心を注がざるべからざること。

(教授方法)

兒女の賢不肖は之を育養する人の賢不肖によること、恰影の形に隨ひ響の聲に應ずるが如くなれば、母たり、夫たるもの、品行方正にして、智識あり、學藝に富まざるべからざること、知了せしむべし。

(問詞)

- (一) 春日局の初め稻葉氏に在りし時、如何なる勇武の働きを爲えしや。
- (二) 局は、如何なる事にて、家光の乳母と爲りしか。
- (三) 局家光を教訓保育せし効果は如何。
- (四) 局の駿河に赴き、家康に見えて言ふ所ありしは、何故ぞ。
- (五) 家康は、局の言を聴きて、如何せられしや。

(應用問詞)

(六) 局の後水尾天皇に謁見せし時、天皇は、如何に局を待遇し給ひしか。

(一) 一家の盛衰は、何に因るか。

(二) 婦女の當に務むべき所のもの、何なるか。

(三) 婦人の夫に事へ、子を養ふは、如何して可なるぞ。

(書取題案)

(一) □ノ□ナルハ□クハ□ノ□ナルニ□ル□ノ□ルハ□□ノ□ルニ□
 □□ノ□チシテ□□トナシ□ノ□チシテ□□ヲラシムルモノハ□
 □ニシテ□□タリ□ニシテ□□ナルノ□ス□ルアラズヤ

(作文題案)

- (一) 孟母
- (二) 無智なる美人の造作なき華屋の如し
- (三) 才徳ある婦人の美ならずとも家を飾るゝ足る
- (四) 人のみめより心がら

尊王

吉田矩方
の藩士
か何れ

(例話) 吉田矩方は、通稱を寅次郎と云ひ、松陰と號す、長門の國萩の藩士あり、幼にして穎悟、書を讀みて倦むことを知らず、山田頼毅、矩方の敏慧を奇とし、矩方に告げて曰、方今國事多端にして、乱兆已に成れり、然るに章句の爲、一歳月を費す、大丈夫の爲すべき所にあらず、何を宇内の大勢を觀ざるやと、矩方大に悟りて、専心を海外の事に用ひたり、後、江戸に往き、相房の海岸を視、慨然として曰、洋夷の江戸海に出入する、浦賀、其の衝に當れり、宜しく地形を視察して、之が策を爲さざるべからずと、既にして米國の軍艦來航し、天下遽に騷擾せり、矩方、佐久間象山、一世の豪傑なることを聞き、往きて教を乞ふ、時象山航海の議を立て、用ひられず、大に憤懣せしかば、矩方と議相合し、深く矩方の器に感せり、適露西亞の軍艦長崎に入りしが、矩方奮激して曰、彼を知り、我を知る、兵家の第一にする所なり、然るに我が邦人、海を離るべきは、盲者の杖を失へるが如し、一旦事あるに至らば、言ふに及びざるものあらんと、象山に辭して長崎に赴けは、露艦已に去れり、又江戸に來り、密に海外に遊び、其の形勢を探さんと欲し、伊豆の下田に赴き、米船に至り、具に事の委細を語れば、船將其の篤志を喜びたり、然るにも當時の勢私に之を許すこと能はざるを以て、固く矩方を諭して送り還し、翌日、米人之を吏に告げ、又其の遺せし所の行李を返せしが、行李中に象山

象山航海の
議を用ひら
れしや否矩方は何故
に米船に到
りしや

傑なることを聞き、往きて教を乞ふ、時象山航海の議を立て、用ひられず、大に憤懣せしかば、矩方と議相合し、深く矩方の器に感せり、適露西亞の軍艦長崎に入りしが、矩方奮激して曰、彼を知り、我を知る、兵家の第一にする所なり、然るに我が邦人、海を離るべきは、盲者の杖を失へるが如し、一旦事あるに至らば、言ふに及びざるものあらんと、象山に辭して長崎に赴けは、露艦已に去れり、又江戸に來り、密に海外に遊び、其の形勢を探さんと欲し、伊豆の下田に赴き、米船に至り、具に事の委細を語れば、船將其の篤志を喜びたり、然るにも當時の勢私に之を許すこと能はざるを以て、固く矩方を諭して送り還し、翌日、米人之を吏に告げ、又其の遺せし所の行李を返せしが、行李中に象山

矩方聲を屬
して何と云
ひしや

矩方門人を
集めて如何
なることを
いひしぞ

送別の詩あり、吏象山の名望を嫉み、象山を併せて獄に下し、嚴に拷問して事の起因、象山に出でたらんと、矩方を詰りし、矩方聲を勵して曰、吾國禁を犯して此の事を謀る、如何ぞ他人の指揮を受けんや、若事成らば、上は國家の爲し、下は藩主の恩に報いん、成らずんば首を延べて戮に伏せんのみと、吏其の屈服せしむ可らざるを以ちて之を捨てしが、明年、更に其の家に禁錮せらる、幾くあらずして赦さきたり、此の時に當り朝議、幕論と協はず、間部詮勝、老中と爲り暴威を以ちて憂國の公卿に逼りしかば、矩方之を聞き、門人を集め謂ひて曰、吾直に京師に入り間部詮勝を誅せん、若事成らば、本藩の大軍繼ぎて發し、敗るゝ時は身を挺んで、吏に投じ、義旗闕下に赴く、先唱を爲さ

矩方の斬せ
られしとき
は何歳なり
しか

ん、義を取り仁を成す、孰か生を愛むものぞと、衆皆躍然として勇む、矩方の友人其の事を聞き、危ぶみ懼れて固く之を止め、藩主も亦、其の謀を止めけむ、矩方大に慨歎し論争すること劇烈なりしが、藩の嫌忌を蒙り、復獄に下されたり、矩方又入口弘毅等と勤王の義兵を舉げんとして事露き、弘毅獄に下り、幕府又若狹の志士梅田定明、小林民部等を捕へしに、事皆矩方に係りしかば、幕府藩に命じて矩方を捕縛せしめ、遂に江戸に護送せらる、矩方の間部閣老を刺さんと謀りし事を聞き、大に驚きて之を斬し處す、時に年二十九にして、實に安政六年十月二十七日なりき。

(格言) 君のため、世のためなまか、をしからん、捨て、
かひある、命なりせば。(宗其親王)

(教授要旨)

- (一) 我々臣民の、大義名分を辨へ、忠誠の心を以ちて、藩屏の勇を鼓し、造次にも顛沛にも、王室を思ひ、至尊を忘れざるべきこと。
- (二) 王室の爲至尊の爲に、生命を擲ちて、義勇の日本魂を振ひ起し、臣民の義務を盡すべし、國家の大事は、臨み、遂巡却退するものは、實に不思の尤大なるものたること。

(教授方法)

生れ出て、又生れ出て、生れ出て、

君は三世の忠やつくさん。

此の歌の俗解より、皇室を尊敬し奉り、皇室の御爲に、一命を擲ち力を竭すべきことを、事實に照し、講明すべし。

(問詞)

- (一) 松陰先生は、如何あることよりして、心を海外の景勢に注がれしや。
- (二) 先生相房の海岸を視て、如何に感ぜられしか。

- (三) 先生の佐久間象山先生を訪はれし時、如何ありしや。
- (四) 露西亞の軍艦長崎に入りし時、先生如何にせられしか。
- (五) 先生の米船に至られし時、船將は、如何せしぞ。
- (六) 先生は、何故獄に囚せられたりしや。
- (七) 先生の吏は對して、言はれし辭は、如何。
- (八) 先生問部詮勝を刺さんとせられしは、如何なる故ぞ。
- (九) 先生の復獄に下されしは、如何なる事と因りてか。
- (十) 江戸に護送さるゝに至りしは、如何ある事に因りてなりや。
- (十一) 先生は、遂に如何ある處分を受けられしか。

(應用問詞)

- (一) 臣民たるものの義務は、如何。
- (二) 人の生命は貴重なり、然れども亦鴻毛より輕すべきことあり、如何なる處に於きて之を別つべきや。

遵法

我々も亦此
の疑あり知
る如く三兵
衛の納し
て其の期し
を誤らざり
しか

(例話) 與三兵衛ハ伊勢の國、員辨郡の農夫あり、家甚貧しく、家族數人ありて、生計に苦みしかども、租税を納むるに、は常に富めるものに先たち、曾郡廳の督促を受くるを、おかりしかば、戸長ハ之を怪みて、與三兵衛に問ひて曰、汝貧しくして、且數多の家族あり、然るに其の上納の常に速きハ、何を以ちて然るやと、與三兵衛答へて曰、領主ハ我等の親なり、子として親に食を獻せざるハ、不孝の罪を免かれず、故に毎年米を收穫すれば、先上納の額を分ちて深く之を藏し、如何なる事故ありとも、決して之を消費することなく、期に至きは即之を納む、家は貧なりと雖、夙に興き夜に寝ね、勞力するを以ちて未凍餒に至らざるハ、是全く領

主の恩惠に因るものなりと、聞くもの之を感歎せざるハ、なかりしと云ふ。

(格言)

我草莽に潛居し、主恩に答ふべきなし、唯力を農畝に勤め、五穀豐登を致し、夏税秋糧先を爭ひて輸納す、自是善良の民なり。(人事通)

(教授要旨)

(一) 國家の法律は、上下一般に遵守すべし、決して之に背くべからざることを。

(二) 人民は政府の保護を受け、自己の權利を全くすることを得るものあれば、必租税を納めて、政府の費用に供すべきこと。

(三) 同じく法を奉じ、又同じく税を納むるも、官の命令督促に因りて之を爲すは、法を奉じ上を敬するものと、謂ふべからざること。

(教授方法)

問詞

- (應用問詞)

(書取題案)

- (一) □□□□□□□□□□□□□□□□

ナリノスデヒナクシク

- (一) 遵法の義務
(二) 納税の義務
(三) 租税未納者に忠告する書牘
(四) 所得税則を問合す書牘

孝行

角太郎の父
の何病に罹
りしや

(例話) 矢澤角太郎は、信濃の國、座光寺村の農夫なり、家貧しく且父の孫三郎、中風を病みて起居自由からず、加ふるに癘性、強かりしが、角太郎、年尙幼稚なきども、深く之を憂ひ孝養を盡して看護怠らず、長じて漸妻を迎へてよりは、母妻三人共に力を戮せ、晝の曉に出で、農事を勤勞し、夜

父の病いか
何なりしか

は父の側を離さずして、病苦を慰め或撫で摩り、食物の必
父の嗜好に適するものを調へ、醫藥も撰みて進めけむば、
其の効驗見れ父の病稍平愈し趣き杖に頼りて室内を
歩行するに至れり、然れども癘性時に發し、動もすれば忿
怒罵詈して難きを責むることあり、角太郎、毫も其の意に
違はず、務めて父の歡心を迎へければ、村里の人々みなこ
れを感賞せしが、其の行遂に縣廳に達し、縣廳より内務省
具伸せしかば、同省、其の篤孝を賞して、金若干を賜りしと
ぞ。

〔格言〕 父母は、我が家の神、我が神と、心盡して、いつけ
人の子。(本居宣長)

(教授要旨)

- (一) 子たるものの、父母の愛撫保育を受けて、成長せしものなれば、必父母
を愛するの心を失ふべからざることを。
- (二) 父母を愛するに、唯、飲食衣服の奉養に止らずして、平生、其の心を慰め
其の意を安せしむるを、肝要とすること。
- (三) 父母の、又之を尊敬せざるべからず、唯愛するのみにて、尊敬の意なき
時に、親子の間褻慢無禮に流るべきことを。
- (四) 父母の命する所、無理なりと雖、大害なき事、順從して之を行ふべし、
決して之に忤り逆ふ等のことあるべからざること。
- (五) 父母の病に臥す時に、殊に力を看護に用ひ、扶持撫養して、須らく意を
安じ心を慰むべきことを。

(教授方法)

わが身にも、秋風寒し、親兩人
世の中の、親も孝ある、人はたい、
何につけても、たのもしきかな。

之等の解釋より事實に入り、以ちて子たるの義務をも併せ教授すべし。

(問詞)

- (一) 矢澤角太郎の父の如何なりしか。
- (二) 角太郎の如何に孝養せしや。
- (三) 父の病を發する時、角太郎の如何せしか。

(應用問詞)

- (一) 父母を奉養するの道は如何。
- (二) 父母病に臥す時、醫藥食餌を撰みて、之を孝養するの固よりあれども、其の尤先すべきは、如何なる事ぞ。

(書取題案)

- (一) □□ハ□ガ□ノ□□ガ□ト
- シテイツケ□□ノ□

(作文題案)

- (一) 長蘆の孝行

(二) 親子の關係

- (三) 北海道にある父母の安否を伺ふ書牘
- (四) 郷里にある父母に上京を勧むる書牘

高等
小學

修身教科書

高等第三年級終
教師用

明治廿五年六月一日印刷
明治廿五年六月一日出版

正價金拾八錢

著者 岡村增太郎

發行兼印刷者 大橋新太郎

日本橋區本石町三丁目拾六番地

東京日本橋區本石町三丁目拾六番地

發兌元博文館



